

あなたの街のあなたの金庫

東栄信用金庫の現況

REPORT 2024



ごあいさつ

会員並びにお取引先の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、日頃は当金庫に対しまして格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

当金庫についてご理解いただくために、「東栄信用金庫の現況 REPORT2024」を作成しましたのでご覧いただければ幸いです。

令和5年度の我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響で低迷していた社会活動や経済活動が本格的に再開され、大企業を中心に業績の回復、賃上げなど明るい兆しが見られ、緩やかな回復が続きました。しかしながら、世界的なインフレによる原材料価格の高騰、人手不足が重荷になるなど、地域を支える中小企業の業況回復は未だ道半ばといった状況となっております。

また、本年3月には、日本銀行が金融政策を変更したことで、「金利ある世界」が到来し、金融環境も変化の局面を迎えております。

このような中、当金庫は地元企業や様々な経営課題を抱える取引先のほか、この逆境をチャンスと捉えて起業を目指すお客様に対する創業支援に注力し取組んでまいりました。その結果、令和5年度は経常利益4億87百万円、当期純利益2億91百万円を計上したことに加え、信用金庫業界の顕彰制度「第26回信用金庫社会貢献賞」において、「Face to Face賞」という栄えある賞をいただくことができました。これもひとえに会員の皆様をはじめ、地域のお客様の永年にわたる温かいご支援、ご愛顧の賜物と心より感謝申し上げます。

当金庫は創設以来、地域経済を活性化させ地域社会を持続可能なものにしていくことが信用金庫の役割であると認識し、その実現に向けて取組んでまいりました。今後も地域経済の担い手として、事業者支援や金融サービスの提供など、求められる機能を存分に発揮しながら、地域経済の活性化に貢献してまいります。

今後も変わらぬご高配を賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

令和6年7月

理事長 北澤良貝



概要

創 立	昭和13年9月8日
純 資 産	11,508百万円
本 店	東京都葛飾区新小岩一丁目52番8号
店 舗 数	10店舗
会 員 数	12,696名
役 職 員 数	149名
営 業 地 区	東京都 葛飾区、江戸川区、江東区、墨田区、足立区、千代田区、中央区、港区、台東区、荒川区 千葉県 市川市、船橋市、鎌ヶ谷市、浦安市、松戸市 埼玉県 三郷市、八潮市

(令和6年3月31日現在)

基本方針

東栄信用金庫は、地域金融機関としての自覚のもとに、地域社会の発展のために奉仕し、会員ならびにお得意様の利益と繁栄をはかり、もって金庫職員とその家庭を明るくすることを使命とする。

経営理念

当金庫は昭和13年9月の創業以来、常に「地域の皆様とともに地域の発展に貢献する」という基本理念のもとに、相互扶助の精神を大切にしながら協同組織金融機関としての社会的役割を果たしてまいりました。

その結果、会員ならびに地域の皆様からの「信用」という大きな財産を築き上げることが出来ました。

これからも地域金融機関として、会員の皆様をはじめ、お取引先の皆様との信頼関係を保ち、堅実経営による地域社会との共存共栄を図ってまいります。

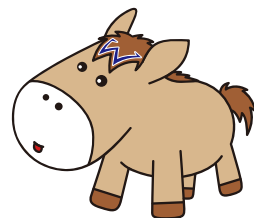
シグマバンクグループについて

Σ（シグマ）バンクグループは、業務提携を行っている東栄・足立成和・亀有・小松川の4信用金庫の愛称です。

平成13年4月に「自主性と独自性」を尊重し、地域の金融事業共同体として業務提携をいたしました。

シグマバンクグループはお客様を第一に、より良いサービスの向上を目指して、これからも業務に邁進してまいります。

《イメージキャラクター》



シグ馬かける君

CONTENTS

ごあいさつ

3. 東栄信用金庫と地域社会

5. 地域貢献活動

13. 総代会

17. 重要課題に対する取組みについて

21. リスク管理

23. 営業のご案内

27. 自己資本の充実状況

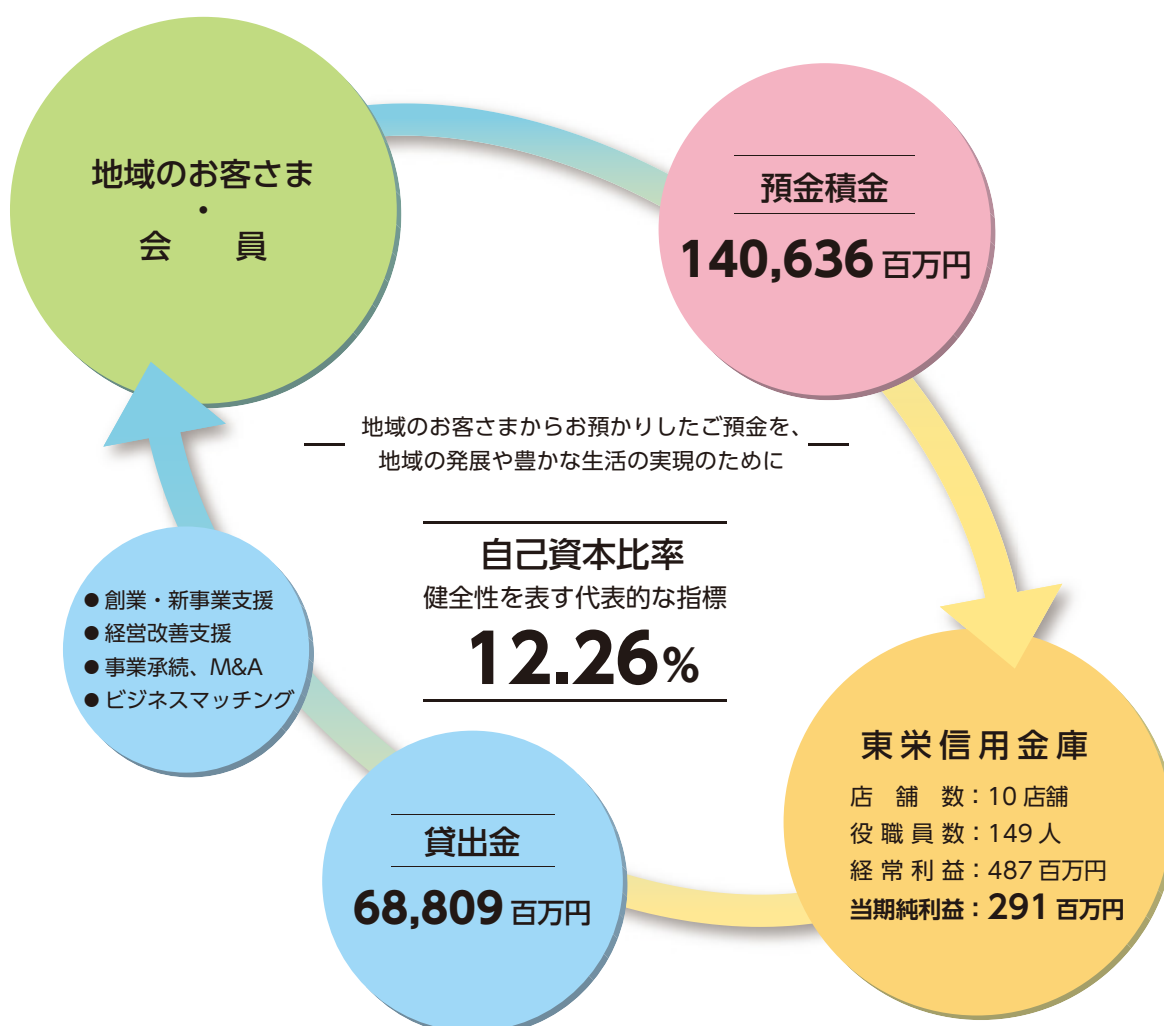
36. 事業概況

37. 経営内容

49. ネットワーク

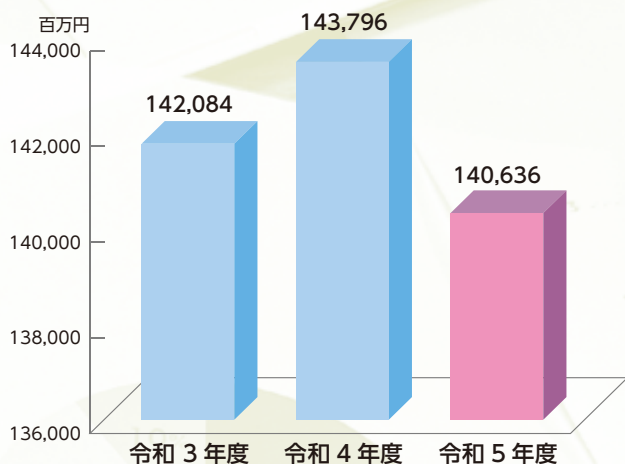
51. 組織図

東栄信用金庫と地域社会



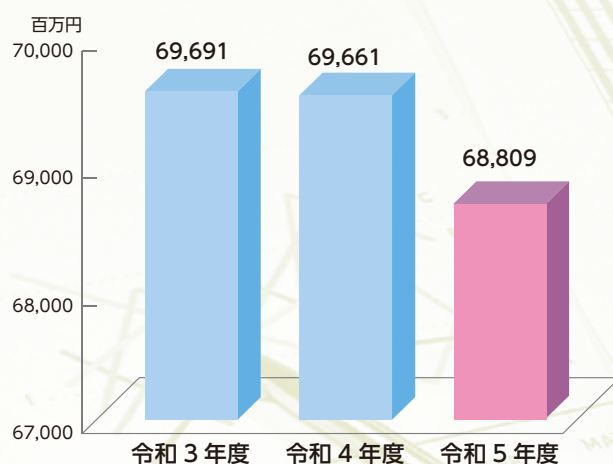
預金積金

140,636百万円



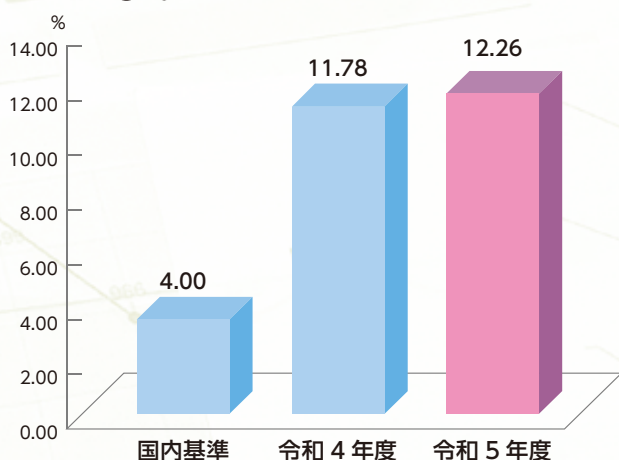
貸出金

68,809百万円



自己資本比率

12.26%

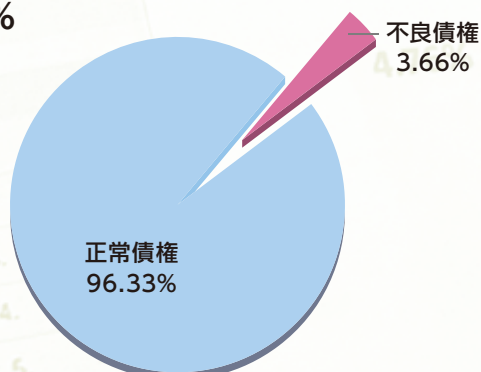


自己資本比率は総資産に対する自己資本の割合のことで（出資金や内部留保などの金額を、貸出金等各種資産金額にリスクウェイトを乗じて算出した金額で割ったもの）、金融機関の健全性や安全性を示す代表的な指標です。当金庫のように国内業務のみ行う金融機関は、自己資本比率4%以上を維持することが求められております。

不良債権比率

信用金庫法及び金融再生法上の不良債権比率

3.66%



東栄信用金庫と地域社会＜地域貢献活動＞

当金庫は、地域貢献活動を通じて
地域社会の繁栄や活性化に積極的に取り組んでおります。



＞ 環境問題への取り組み

当金庫は、地球温暖化対策や循環型社会の構築へ向けた取り組みを行い、持続的発展が可能な地域社会の実現に向けて、「信用金庫業界の環境自主行動計画にかかる数値目標」に則り、電力使用量の削減目標を平成25年度から令和2年度までの「第一計画期間」は、平成21年度比10.5%削減の数値目標に対し23.32%の削減、令和3年度から令和12年度までの「第二計画期間」は、平成21年度比19.0%の削減を数値目標として、引き続き積極的に取り組んでまいります。

また、平成29年度より車両の入替時に、ハイブリット車の導入を始めており、順次ハイブリット車への入替を実施してまいります。

クールビズ、ウォームビズの実施

当金庫は、企業の社会的責任（CSR）の一環として、地球温暖化防止を目的に夏季の「クールビズ」や冬季の「ウォームビズ」を全店舗で実施しております。また、社会情勢の変化（服装の自由化・多様化、脱炭素化の推進）を踏まえ、働き方改革の一環として、令和5年11月1日より「通年ノーネクタイ・ノーリボン」での勤務とさせていただきます。

エコキャップ回収運動

エコキャップの回収運動を行い、認定NPO法人「世界の子どもにワクチンを日本委員会（JCV）」へ寄付しており、世界中のすべての子どもたちに必要なワクチンが行き届くまで、JCVの活動に協力してまいります。この活動は、エコキャップを焼却せずに再資源化することでCO₂の発生を防ぎ、地球温暖化対策にも繋がっております。

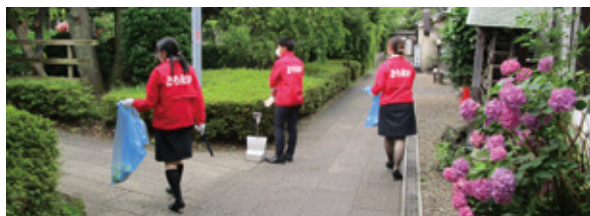


LED照明化

令和5年度は、3店舗においてLED照明取替工事を実施しました。今後も、脱炭素社会実現のために、他店舗のLED照明化を進めてまいります。

> 清掃活動

地域の美化活動に協力して、店舗周辺の清掃活動を行っております。



「信用金庫の日」 全営業店

> 愛の献血運動

職員をはじめ地域の皆様にもご参加いただいております。



第25回 愛の献血運動

> しんきんフルーツの日

子ども食堂に“フルーツ”を寄贈しました。



江戸川区

> 職場体験



葛飾区立青戸中学校

> 寄付講座



東京都立葛飾商業高等学校



江東区

> テント寄贈に伴う授与式



江戸川区 長島町会

(葛西支店)



葛飾区

東栄信用金庫と地域社会＜地域貢献活動＞

＞ 地域行事への参加

当金庫は、地域の一員として、地域行事等へ積極的に参加しております。



江戸川区内一斉美化運動

(葛西支店)



みんなの家まつり

(本一色支店)



北口に捧げるフォーエバー2023
～クリーン作戦と立石の想い出～

(立石支店)



奥戸北町会もちつき大会

(奥戸支店)



新小岩総合防災フェスタ

(本店営業部)



第27回 中央・一之江ふるさとまつり

(江戸川支店)

> 相談業務

●年金相談会

社会保険労務士による『年金相談会』を各営業店ごとに年間1回無料で開催しております。



●法律相談会

法的支援の一環として年間4回、顧問弁護士による無料の『法律相談会』を実施しております。



> サークル活動

●東栄経友会

中小企業の皆様方の事業にお役立ていただく会です。会員の皆様の交流と会員相互の情報交換の場として、講演会、研修会、親睦旅行などを随時開催しております。



第34回東栄経友会経済講演会

●とうえい福寿会

当金庫に年金の振込指定をされているお客様の年金サークルです。会員の皆様には、さまざまな特典をご用意しております。この他、年1回全店合同旅行を実施しております。



第25回とうえい福寿会日帰り旅行

●東栄エプロン会

会員の皆様方の親睦交流の会として、研修会、講習会、レクリエーション等の行事を随時開催しております。



東栄エプロン会 亀戸支部

●東栄ゴルフ会

スポーツを通じて会員同士の親睦を図っております。各支部においては年3回、9月には全店対抗のゴルフ大会を開催しております。



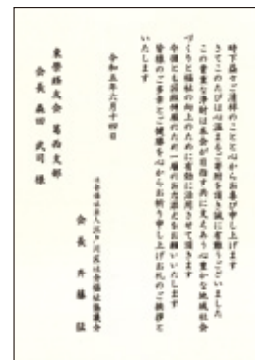
第42回 東栄ゴルフ会 全店合同競技会

●サークルの社会貢献

東栄経友会葛西支部において、会費の一部を江戸川区社会福祉協議会に寄贈いたしました。



江戸川区社会福祉協議会に寄贈



中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況

1. 「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	令和5年度
新規に無保証で融資した件数	655件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	60.82%
保証契約を解除した件数	5件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件

2. 中小企業の経営支援に関する取組方針

地域の中小企業及び個人のお客さまへの安定した資金のご提供は、協同組織金融機関である当金庫にとって、最も重要な社会的使命と認識しております。

地域企業の課題解決に向け、必要に応じて外部専門家や外部機関等も活用しつつ、経営改善・事業再生支援等のコンサルティング機能の一層の発揮に努め、引き続き地域経済の活性化に全力を傾注してまいります。

3. 中小企業の経営支援に関する態勢整備

当金庫では、地域中小企業へのきめ細やかな経営支援を行うために、専門部署として本部に「企業サポート部」を設置しております。また、経営支援態勢の強化を図るため下記の外部専門家・外部機関等とも連携し取組んでまいります。

【外部専門家】	弁護士、税理士、中小企業診断士、社会保険労務士、公認会計士、行政書士、司法書士
【外部機関等】	関東経済産業局、国土交通省土地建設産業局、中小企業基盤整備機構、東京都信用金庫協会、株日本政策金融公庫、東京信用保証協会、東京商工会議所、東京都中小企業振興公社、中小企業活性化協議会、東京都事業承継・引継ぎ支援センター、TKC東東京会、東京都中小企業診断士協会、(株)地域経済活性化支援機構、東京都よろず支援拠点、東京税理士会、東京三弁護士会

4. 中小企業の経営支援に関する取組状況 (令和5年4月1日～令和6年3月31日)

創業・新規事業等の支援

地域における起業・創業支援を通じて経済の新陳代謝、地域の雇用などに貢献いたしました。具体的な取組みとして【経営】【販路開拓】【人材育成】【財務】について税理士・社会保険労務士・中小企業診断士・金融機関の各分野のプロが講師となり、創業に必要な知識を習得することを目的とした「創業塾」を葛飾区、江東区及び江戸川区にて実施いたしました。なお、創業塾8年間の開催にて、卒業生は294名を数え、178名の方が創業を実現しております。

また、令和5年度は、創業関連融資36件、補助金・助成金17件の申請支援を行いました。

【令和5年度の創業塾開催】

○かつしか創業塾	上期	令和5年5月20日から毎週土曜日全6回	受講者33名
	下期	令和5年11月25日から毎週土曜日全6回	受講者30名
○こうとう創業塾		令和5年8月19日から毎週土曜日全6回	受講者20名
○えどがわ創業塾		令和6年3月9日から毎週土曜日全6回	受講者22名

経営改善・事業再生等の支援

原材料費、人件費等の高騰により相談先に悩む中小企業等の相談窓口として、販路拡大・補助金活用・人材確保といった様々な経営課題に対応し、相談内容に応じて中小企業等への適切な支援機関の紹介や、支援機関においても対応が困難な相談案件への対応等を実施する「東京都よろず支援拠点」との連携し、課題解決に取り組んでおります。

その他

シグマバンクグループ（東栄・足立成和・亀有・小松川）によるビジネス交流会は、新型コロナウイルス感染症の影響で令和元年8月2日開催の第11回以降中断しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類に移行したことから、令和5年8月4日に「第12回ビジネス交流会」を開催いたしました。



第12回ビジネス交流会



下期かつしか創業塾グループワーク



こうとう創業塾講義



上期かつしか創業塾修了式



えどがわ創業塾修了式

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況

◆ 経営改善支援の取組み実績

【令和5年4月～令和6年3月】

(単位:先)

							経営改善支 援取組み率	ランク アップ率	再生計画 策定率		
		期初 債務者数									
			うち経営改 善支援取組 み先数	αのうち期末 に債務者区分 がランクアップ した先数	αのうち期末 に債務者区分 が変化しな かった先数	αのうち再 生計画を策 定している 全ての先数					
		A	α	β	γ	δ	α/A	β/α	δ/α		
要 注 意 先	正常先 ①	791	—		—	—	0.0%		—		
	うちその他要注意先 ②	879	10		—	10	6		1.1%	0.0%	60.0%
	うち要管理先 ③	4	—		—	—	—		0.0%	—	—
破綻懸念先 ④		65	3	—	3	3	4.6%	0.0%	100.0%		
実質破綻先 ⑤		10	—	—	—	—	0.0%	—	—		
破綻先 ⑥		2	—	—	—	—	0.0%	—	—		
小 計 (②～⑥の計)		960	13	—	13	9	1.4%	0.0%	69.2%		
合 計		1,751	13	—	13	9	0.7%	0.0%	69.2%		

(注)・期初債務者数及び債務者区分は令和5年4月初時点です。

・債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含んでおりません。

・βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載しております。

なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はαに含めるもののβには含んでおりません。

・期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合はβに含んでおります。

・期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については（仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても）期初の債務者区分に従っております。・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含んでおりません。

・γには、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載しております。・みなし正常先については正常先の債務者数に計上しております。

・「再生計画を策定した先数δ」＝「中小企業活性化協議会の再生計画策定先」＋「REVICの支援決定先」＋「金融機関独自の再生計画策定先」。（過年度分も含めて再生計画を策定している先数）

5. 地域活性化の取組み

・ 7月10日（月）～31日（月）

葛飾区とともに、絵本「うちの子には障害があります」掲載のコンテスト作品を、にこわ新小岩に展示し、7月23日（日）には作者講演会を開催しました。

・ 7月11日（火）

葛飾区立青戸中学校での職場体験授業を葛飾区内企業8社とともに実施しました。

・ 10月 1日（日）

当金庫が推薦した「SCBふるさと応援団」の寄附金対象となった新小岩地域活動センター別館（通称：えきにこわ）がオープンしました。

・ 12月 8日（金）、17日（日）、21日（木）

しんきんフルーツの日として江戸川区、江東区、葛飾区の各区にある子ども食堂に各種フルーツを寄贈しました。

・ 12月14日（木）

東京都葛飾商業高等学校での寄附講座を昨年に引き続き開催しました。



絵本「うちの子には障害があります」作者講演会



えきにこわ開設式典

金融円滑化に関する取組み

地域金融円滑化のための基本方針

東栄信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取組んでまいります。

1. 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、営業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

東栄信用金庫は、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取組みます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり必要な態勢整備を図っております。

- ① 理事会において、金融円滑化管理方針のほか、金融円滑化管理規程の策定、金融円滑化管理責任者の選任等を決議しております。
- ② お客様のご相談にきめ細かく対応するため、各営業店に「ご相談コーナー」を設置しております。
- ③ お客様へのきめ細かな経営改善支援を行うため、本部の企業サポート部にお取引先企業の相談窓口を設置しております。
- ④ お客様の事業価値を適切に見極めることができるよう役職員の能力向上に努めるとともに、中小企業診断士等と職員が一体となって、経営改善に向けた支援活動を行っております。

3. 貸付条件の変更等に関する取組み

当金庫は、貸付条件の変更等に関する取組みの実施に際して、以下の事項の確保を図ります。

- ① 中小企業者または住宅資金借入者であるお客様からの貸付条件の変更等の相談・申込みに対応することの確保
- ② 中小企業者であるお客様から事業再生ADR手続や企業再生支援機構を通じた事業の再生手続に関するご要望をお受けした場合には、事業の改善、再生の見通し等を十分に検討し、可能な限り適切に対応することの確保
- ③ 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、経営者保証に関して適切に対応することの確保
- ④ 住宅資金借入者であるお客様からの貸付条件の変更等について、他の金融機関、住宅金融支援機構が関係している場合には、当該者と緊密な連携を図ることの確保

4. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めております。

5. お客様からのご相談窓口について

ご返済条件の変更等に関するご相談及び苦情相談につきましては、現在お取引いただいている各営業店の「ご相談コーナー」をご利用下さい。

なお、本部にも苦情相談窓口を設置しておりますので、ご利用下さい。

東栄信用金庫 リスク管理部

電話番号 03-5607-1131

お問い合わせ時間 平日9:00～17:00（金庫休業日を除く）

債務の弁済に係る負担の軽減の申込みがあった場合における対応措置の実施状況

◎貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の件数及び金額
（平成21年12月4日から令和5年3月末及び令和6年3月末までの累計）

【債務者が中小企業者である場合】

（単位：件、百万円）

	令和5年3月末		令和6年3月末	
	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	4,742	63,857	5,108	68,574
うち、実行に係る貸付債権	4,548	61,360	4,889	65,785
うち、謝絶に係る貸付債権	31	558	32	564
うち、審査中に係る貸付債権	22	205	37	444
うち、取下げに係る貸付債権	141	1,732	150	1,779

【債務者が住宅資金借入者である場合】

（単位：件、百万円）

	令和5年3月末		令和6年3月末	
	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	158	3,374	167	3,583
うち、実行に係る貸付債権	140	2,909	151	3,177
うち、謝絶に係る貸付債権	6	166	6	166
うち、審査中に係る貸付債権	3	114	1	56
うち、取下げに係る貸付債権	9	183	9	183

総代会等に関する情報開示

総代会制度について

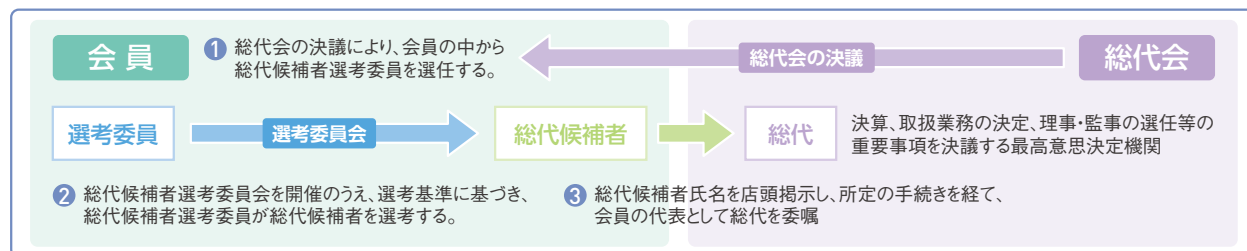
信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当

金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続によって選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、お客さまアンケート調査の実施やご要望・ご意見投入箱の設置等、日常の業務活動を通じて、総代や会員・お客さまとのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代会の仕組み 会員の総意を適正に反映させるための制度



総代とその選任方法

総代の任期は3年で、総代の定数は70人以上100人以内で、会員数に応じて選任区域ごとに定められております。なお、令和6年3月31日現在の総代数は80人で、会員数は12,696人です。

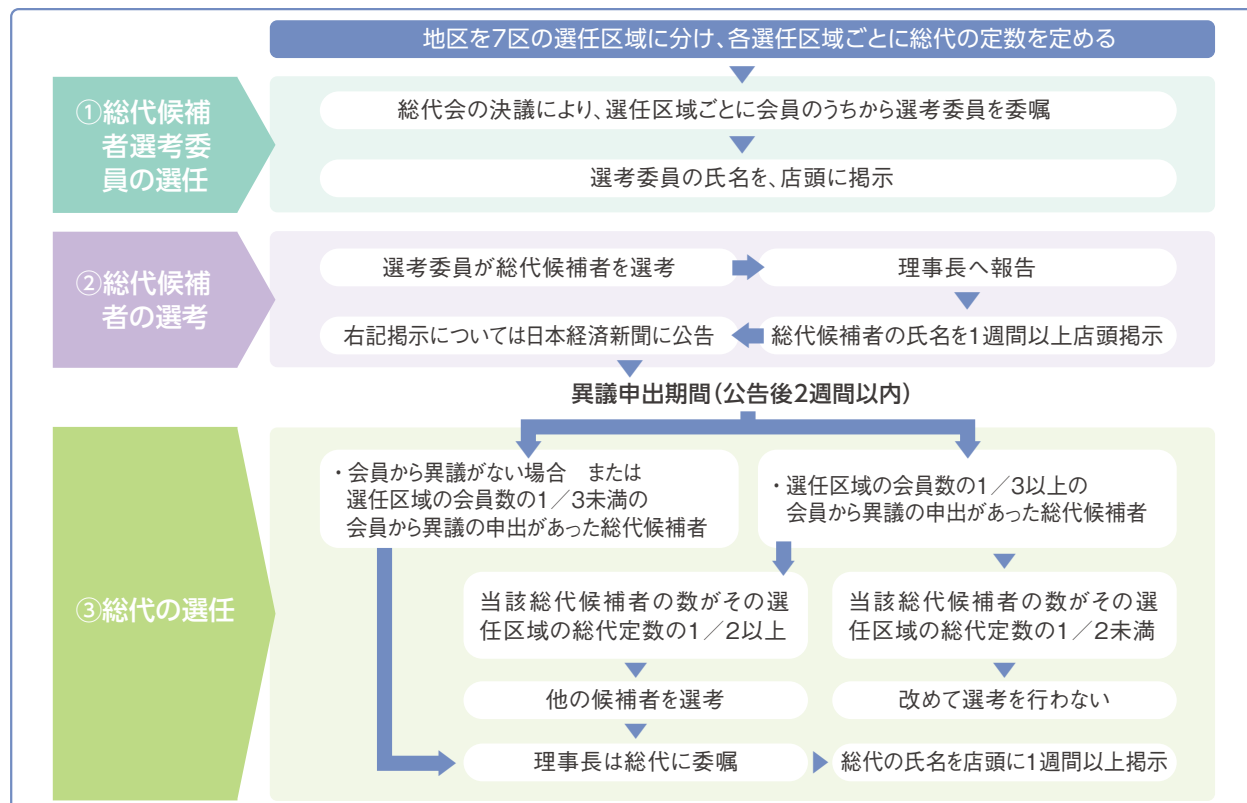
総代は会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映させる重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続を経て選任されます。

1. 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
2. 総代候補者選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
3. 上記2.により選考された総代候補者を会員が信任する。(異議があれば申し立てる。)

(注) 総代候補者選考基準

- ① 資格要件
 - ・当金庫の会員であること
 - ・就任時点で満80歳未満の会員とする
- ② 適格要件
 - ・当金庫との取引期間
 - ・当金庫との取引度合
 - ・当金庫営業区域内における地域での貢献度
 - ・その他総代としてふさわしい見識を持ち、金庫との緊密な取引関係を有する者

総代が選任されるまでの手続



第86期 通常総代会の決議事項等

令和6年6月26日に開催した第86期通常総代会において、次の事項が決議され、それぞれ原案のとおり了承されました。

- 報告事項 第86期（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）業務報告（事業の概況）、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件
- 決議事項 第1号議案 剰余金処分案承認の件
 第2号議案 定款第15条に基づく会員除名の件
 第3号議案 総代候補者選考委員選任の件
 第4号議案 理事6名選任の件
 第5号議案 監事3名選任の件
 第6号議案 退任監事に対する退職慰労金贈呈の件



総代の氏名等

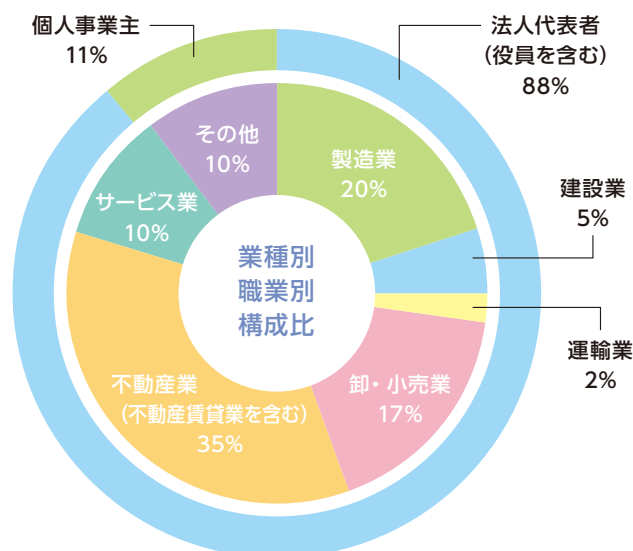
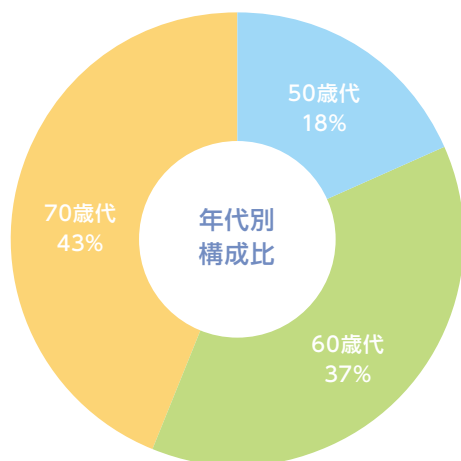
（令和6年3月末現在）

選任区域	人数	氏 名
第1区 葛飾区 江戸川区	18名	阿部光博⑦ 伊東正明② 伊東正治⑦ 伊藤雅良④ 井本剛彦④ 加藤忠臣⑥ 上福元清也⑥ 越塚弘① 後藤秀昭③ 坂根浩二⑦ 佐藤正美② 鈴木英樹⑦ 田中利幸⑦ 椿松一繁① 長島常和② 松井秀之① 矢作雅弘④ 吉野誠司①
第2区 葛飾区	11名	藺草学① 板越幸雄② 岩井敬雄① 宇田川幸治③ 金子一徳① 上村貴昭② 塩本文夫② 清水慶治郎① 高畑浩明② 田中一治② 中野雅史②
第3区 江東区 墨田区	9名	大竹哲夫⑥ 岡田秀宣① 加藤守② 香取邦彦② 小島康典⑥ 椿常雄② 福地憲一④ 本田清⑤ 吉田幸嗣⑦
第4区 江戸川区	12名	岩楯濃毅① 岩楯斎治④ 岩楯伸次② 岩楯忠雄⑫ 奥井一男② 木村佳子① 駒井秀樹④ 佐野和子② 田中吉嗣③ 露木正道⑨ 中島甚一⑥ 林孝治⑤
第5区 江戸川区	9名	鹿島正② 小島勝弘② 鹿野収① 関口登⑤ 田口操③ 田中光男⑦ 三浦直幸② 森田知行⑥ 渡邊慎一④
第6区 江戸川区	14名	浅岡秀光① 芦田清⑥ 石井一男② 植草伸弘① 大貫仁⑥ 大山徳三① 落合進一① 川手文男① 草薙一郎⑤ 小泉和久① 坂本孝治① 高嶋孝③ 高橋芳久⑩ 中代孝一郎③
第7区 浦安市	7名	江口正弘② 大塚恒夫⑧ 芝田錦一① 鈴木政高③ 那須勝博① 本間敏弘① 森田聡一②

※①氏名の後の数字は総代への就任回数です。

※②氏名の掲載については、総代の皆様の同意了承を得て掲載しております。

（五十音順）



1年のあゆみ

- 新入職員入庫式

令和5年

4月

5月

- 「かつしか創業塾」を開催
- とうえいお楽しみ旅行「尾道・しまなみ海道と四万十川、鳴門・うずしお観潮船の旅」を実施

6月

- 「信用金庫の日」清掃活動を実施
- 第26回信用金庫社会貢献賞「Face to Face賞」を受賞
- 「第85期通常総代会」を開催

7月

- 葛飾区と共催の絵本挿絵コンテスト作品展を開催
- 葛飾区立青戸中学校「職場体験」を実施

8月

- シグマバンクグループ「第12回ビジネス交流会」を開催
- 「こうとう創業塾」を開催

9月

- 「第42回東栄ゴルフ会全店合同競技会」を開催

10月

- 「第2回経営評議員会」を開催
- 「第25回とうえい福寿会日帰り旅行」を実施
- 「葛飾区産業フェア」に参画

11月

- 「第25回愛の献血運動」を実施
- 「かつしか創業塾」を開催

12月

- 「しんきんフルーツの日」こども食堂にフルーツを寄贈
- 「本一色支店開設30周年記念感謝デー」を開催
- 寄付講座を東京都立葛飾商業高等学校にて開催
- キックオフセミナー「創業塾卒業生の集い2023」を開催

令和6年

1月

- 「第34回東栄経友会経済講演会」を開催

2月

3月

- とうえいお楽しみ旅行「ザ・ブセナテラスに泊まる沖縄本島3日間の旅」を実施
- 「えどがわ創業塾」を開催
- 「2023年度経営状況説明会」を開催
- 2024年しんきん優良企業表彰式

▶ 第26回信用金庫社会貢献賞「Face to Face賞」を受賞
「創業塾開催及び事業成長への伴走支援」



▶ 絵本挿絵コンテスト作品展（葛飾区と共催）



▶ 第2回経営評議員会



▶ 創業塾卒業生の集い2023



▶ 第12回ビジネス交流会



▶ 2023年度経営状況説明会



▶ 2024年しんきん優良企業表彰式



重要課題に対する取組みについて

コンプライアンス（法令等遵守）体制について

当金庫の役職員は、良識ある営業態勢を維持していく社会的責任を負っております。コンプライアンス（法令等遵守）の推進は、法律や社会的ルールを厳格に守ることだけでなく、地域における信頼を高め、地域のお客様の「声」に応えていくことにも繋がっております。

当金庫は、役職員一人ひとりが地域における信頼を更に高めていく取組みとして、平成12年に「コンプライアンス倫理綱領」を制定し、コンプライアンスを経営の重要課題と位置づけ倫理意識の高揚、倫理行動の実践に取組んでおります。

コンプライアンス（法令等遵守）への取組み

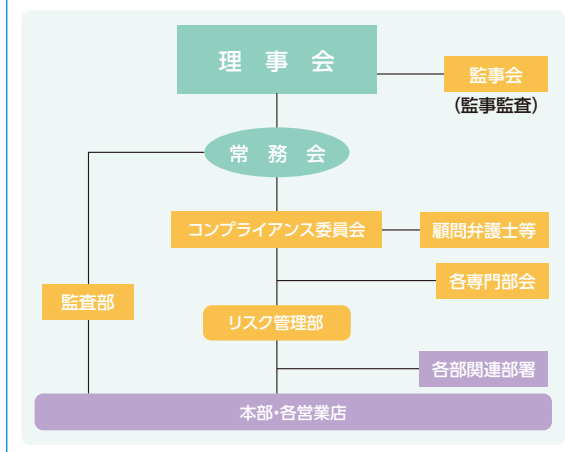
●コンプライアンス体制の整備

「コンプライアンス倫理綱領」「コンプライアンス規程」「コンプライアンス・マニュアル」を制定、全役職員に周知徹底し、企業倫理の構築を図っております。また、コンプライアンス推進の具体的な実践計画として、「コンプライアンス・プログラム」を毎年策定し、本部各部や営業店向けの研修等を実施しております。

●コンプライアンス体制の管理

コンプライアンス委員会による検証体制、各部課店にコンプライアンス責任者及び担当者を配置、コンプライアンス統括部署の設置等、コンプライアンス（法令等遵守）に対する組織体制を確立しております。

【コンプライアンス（法令等遵守）体制】



コンプライアンスの基本理念

【行動方針】

1. 信用金庫の社会的責任と公共的使命の自覚
2. 自己規律とルールの遵守の推進
3. お客様第一主義の実践
4. 反社会的勢力等の排除
5. 地域社会とのコミュニケーションと調和

当金庫は、職員にコンプライアンス意識の醸成を図るため、外部講師招聘や本部担当部署による定期的なコンプライアンス研修会を実施しております。このほか、コンプライアンス委員会に顧問弁護士を招聘しコンプライアンス意識の啓蒙に努めております。また、お客様への法律的支持の一環として無料の法律相談会を実施しております。

今後も「コンプライアンス倫理綱領」を念頭に置き、お客様一人ひとりの「声」にお応えできるよう、全役職員でコンプライアンス（法令等遵守）に取組んでまいります。

お客様本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）に関する取組方針

当金庫は、お客様の安定的な資産形成に資することを目的として、以下の取組方針を定め、役職員がこれを遵守してまいります。

1. お客様にとって最善の利益の追求
当金庫は、お客様にとって最善の利益のため、お客様に対して誠実かつ公正にその業務を遂行してまいります。
2. 利益相反の適切な管理
当金庫は、「利益相反管理方針」に基づき、お客様の利益が不当に害されることがないように、適切に管理してまいります。
3. 手数料等の明確化
当金庫は、お客様にご負担いただく手数料等について、お客様が理解できるよう、分かりやすくお伝えしてまいります。
4. 重要な情報の分かりやすい提供
当金庫は、金融商品のリスク、収益性、重要事項等について、お客様の立場に立って分かりやすくお伝えいたします。また、お取引後においても、お客様が投資状況等を適正に判断するための情報を継続して提供してまいります。
5. お客様にふさわしいサービスの提供
当金庫は、お客様の知識・経験・財産の状況及びニーズを正確に把握させていただいたうえで、適切な金融商品を提供してまいります。
6. 職員に対する適切な動機づけの枠組み等
当金庫は、職員に対して継続的に研修を行い、商品知識の向上やお客様本位の考え方が浸透するよう努めてまいります。

金融ADR制度（苦情処理措置・紛争解決措置）について

【苦情処理措置】

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、ポスター等で公表しております。

苦情は、当金庫営業日（9時から17時）に営業店（電話番号は49ページ参照）またはリスク管理部（電話:03-5607-1131）にお申し出ください。

【紛争解決措置】

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日にリスク管理部または全国しんきん相談所（9時から17時、電話:03-3517-5825）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話:03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話:03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話:03-3581-2249）の仲裁センター等にお取次いたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。

その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫リスク管理部」にお尋ねください。

反社会的勢力への対応について

当金庫は、地域金融機関として、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、「反社会的勢力への対応規程」、「反社会的勢力への対応マニュアル」を制定するとともに、「反社会的勢力に対する基本方針」を公表し、反社会的勢力の排除に向け取組んでおります。

【反社会的勢力に対する基本方針】

当金庫は、地域金融機関として、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講ずる等、断固たる態度で対応します。

顧客受入方針

当金庫には、当金庫の営業地域にて居住し、あるいは各種事業活動を営む地域住民、事業者、公的機関及びその他団体等に対し、円滑かつ安全な金融サービス機能を提供する公共的使命と社会的責任があります。したがって、お客さまが当金庫と取引を行うに際しては、健全な生活や事業活動を営むため、適切に商品・サービスを利用することを確認するための手続きを定め、確認を完了した先を顧客として受入れ、悪用することを企図する先については謝絶することを顧客受入方針として定めております。

重要課題に対する取組みについて

マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の取組について

当金庫は、マネー・ローンダリングやテロ資金供与・拡散金融対策（以下、マネロン等という）に向けた取組が経営上の課題であることを認識し、平成30年2月に金融庁から公表された「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づき、「マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策基本方針」を制定しました。

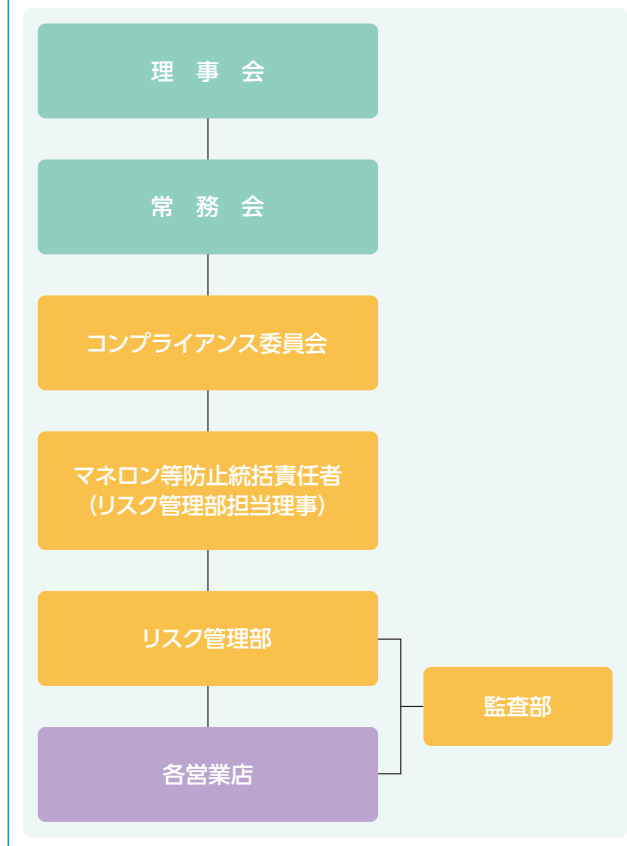
同基本方針が国際社会において金融機関に求められる責務であることを認識し、健全な金融システムの維持・発展に資するため行動しております。

具体的には、経営陣の関与の下、実効的なマネロン等対策を実施するため、リスクベース・アプローチの考え方に基づき、国によるリスク評価（犯罪収益移転危険度調査書）及び当金庫の疑わしい取引の届出状況等を踏まえ、当金庫が直面しているマネロン等リスクを特定しております。

また、特定した自らの事業環境・経営戦略・リスク特性をもとに、取引量・影響の発生率、影響度等の観点を踏まえてリスクの大きさを評価し、リスクに応じた低減措置を講じております。

リスク管理部担当役員は、マネロン等の防止態勢を統括する責務を担い、同態勢全般の方針の決定、企画の立案・推進を統括し、定期的及び必要に応じて都度、コンプライアンス委員会に報告しております。また、リスク管理態勢の実効性に問題が認められた場合には、原因分析を行い、適切な改善対応策を講ずる必要があるが、当該対応のみならず、リスク管理態勢の基礎であるリスクの特定・評価・低減にかかる手法等についても、当然に見直し等の対応を行っております。

【マネロン等リスクへの対応態勢】



利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ① 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ② 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) ①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ① 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - ② 対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - ③ 対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - ④ 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

個人情報保護について

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客様の個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善及び個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

保険募集指針

当金庫は、以下の「保険募集指針」に基づき、適正な保険募集に努めてまいります。

- 当金庫は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。
万一、法令等に反する行為によりお客さまに損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
 - 当金庫は、お客さまに引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについて適切な説明を行います。
 - 当金庫は、取扱い保険商品の中からお客さまが適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
 - 当金庫が取扱う一部の保険商品につきましては、法令等により以下のとおりご加入いただけるお客さまの範囲や保険金額等に制限が課せられています。
- (1) 保険契約者・被保険者になる方が下記のいずれかに該当する場合には、当金庫の会員の方を除き、一部の保険商品をお取扱いできません。

- ① 当金庫から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主の方（以下、総称して「融資先法人等」といいます）
- ② 従業員数が20名以下の「融資先法人等」の従業員・役員の方

(2) 「上記(1)に該当する当金庫の会員の方」「従業員数が21名以上の融資先法人等の従業員・役員の方」を保険契約者とする一部の保険商品の契約につきましては、保険契約者一人あたりの通算保険金額その他の給付金合計額（以下「保険金額等」といいます）を、次の金額以下に限定させていただきます。

- 生存または死亡に関する保険金額等：1,000万円
- 疾病診断、要介護、入院、手術等に関する保険金額等
 - ① 診断等給付金（一時金形式）：1保険事故につき100万円
 - ② 診断等給付金（年金形式）：月額換算5万円
 - ③ 疾病入院給付金：日額5千円【特定の疾病に限られる保険は1万円】※合計1万円
 - ④ 疾病手術等給付金：1保険事故につき20万円【特定の疾病に限られる保険は40万円】※合計40万円
- 当金庫は、ご契約いただいた保険契約の内容や各種手続方法に関するご照会、お客さまからの苦情・ご相談等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。
なお、ご相談内容によりましては、引受保険会社所定の連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただきます。
- 当金庫は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客さまから寄せられた苦情・ご相談等の内容は記録し、適切に管理いたします。

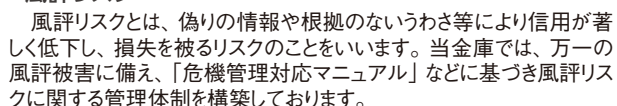
保険契約に関する苦情、ご相談等は、取扱営業店または下記にて承ります。

東栄信用金庫 業務部 電話番号：03-5607-1146 受付時間：当金庫営業日の午前9時～午後5時

リスク管理体制

当金庫では、このようなリスク管理体制の構築とリスク管理手法の高度化を経営目標の一つとし、各種リスクの状況を把握し分析・評価して、適切なリスク管理を行うとともに、統合的リスク管理に向けて取り組んでおります。

また、運用・調達におけるリスクと収益状況を把握し、市場動向を踏まえたうえで、市場リスクの管理及び金庫全体の資産・負債のバランスを調整するALM委員会も設置しております。



業務の適正を確保するための体制

当金庫は、信用金庫法及び信用金庫法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、理事会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令等遵守の徹底を業務の健全性及び適切性を確保するための最重要課題の一つとして位置付け、法令等遵守に係る基本方針に基づき「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス・マニュアル」を定めるとともに、役職員が遵守すべき行動指針を含む具体的な手引書として「コンプライアンス・プログラム」を年度毎に策定する。
- (2) 法令等遵守に関する事項及び法令等遵守に係る経営上重要な事項の協議又は決定を行う機関を一元的に管理する部署として「コンプライアンス委員会」を設置する。その事務局をリスク管理部と定め、実務的レベルでの検討部門として三専門部会を設置する。
- (3) また、本部各部及び各営業店にコンプライアンス・オフィサーを配置し、コンプライアンス所管部署との連携を図る。
- (4) コンプライアンス上疑義のある行為等を知った場合には、「公益通報者保護に関する規程」に基づき、所属部店の上司を介さず、直接通報及び相談できる窓口を設置する。
- (5) 内部監査部門は法令等遵守状況について監査を実施し、その結果を、担当役員を通じて理事長へ報告するとともに、必要に応じて被監査部門及び所管部署に改善すべき事項を指示しその改善状況を検証する。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 理事会、常務会の各議事録は、「理事会規程」「常務会規程」に基づき作成し、「文書保存・廃棄規程」により適切に保存・管理する。
- (2) 理事及び監事はこれらの文書を常時閲覧することができる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 業務執行に係る各種リスクを総合的に把握するとともに、適正なリスクの範囲内での業務運営を図るため、「リスク管理規程」及びリスクカテゴリー毎に応じた管理要領を策定する。
- (2) 当金庫全体のリスクを一元的に把握し統括・検証を行う部署として「リスク管理委員会」を設置し、その事務局をリスク管理部と定め、リスクカテゴリー毎に所管部署を定め、リスク管理の実効性確保及び相互牽制機能の強化を図る。
- (3) また、「統合的リスク管理（基本方針）」に基づき、資産・負債を総合管理し、運用戦略等の策定に関わる部署として「ALM委員会」を設置し、その事務局を総合企画部と定める。
- (4) リスク管理委員会は、リスク管理上重大な影響を与える事象もしくは統合的リスク管理方針に関する重要な事項について、常務会へ報告するとともに、さらに重要と認められる事項は理事会に付議又は報告する。
- (5) 大規模自然災害・重大なシステム障害及び風評リスク等緊急事態の発生に備えるため「コンティンジェンシープラン（業務継続計画）」を策定し、平時より危機管理体制を整備する。
- (6) 内部監査部門はリスク管理の適切性、業務運営の効率性及有効性等について監査を実施し、その結果を、担当役員を通じて理事長へ報告するとともに、必要に応じて被監査部門及び所管部署に改善すべき事項を指示し、その改善状況を検証する。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 「理事会」とその委任を受けた審議・決定機関である「常務会」を意思決定・監督機関と位置づけ、それぞれの運営及び付議事項等を定めた「理事会規程（及び同付議基準）」及び「常務会規程（及び同付議基準）」を制定する。
- (2) 効率的な職務執行体制の確立を図るため、経営組織、事務分掌及び職務権限に関する諸規程を制定する。
- (3) 常務会は、月1回の定例会議のほか付議する事項が発生した都度、随時開催する。
- (4) 理事の職務の執行が効率的に行われているかどうか当金庫外からも確認出来るように、経営関連情報の開示を適時・適切に行い経営の透明性を高める。

5. 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

監事が、監査業務を円滑に遂行するため、監事の職務遂行を補助する職員を置くことを求めた場合、代表理事は監事と協議のうえ人員を配置する。

6. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監事の職務を補助すべき職員は当該監査業務に関して監事の指揮命令のみに従い、理事の指揮命令を受けないこととする。
- (2) 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性を確保するため、当該職員の人事異動及び考課、並びに懲戒処分等の決定等の人事権に係る事項の決定については予め監事の同意を求めることとする。

7. 理事及び職員が監事に報告をするための体制及びその他の監事への報告に関する体制

- (1) 次に定める事項について、理事が事態認識後直ちに監事に報告する体制を構築する。但し、監事が出席した会議等で報告・決議された事項は対象としない。
 - ① 理事会で決議された事項
 - ② 常務会で決議された事項
 - ③ 当金庫に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
 - ④ 経営の執行に関する重要な事項
 - ⑤ 内部監査及びリスク管理に関する重要な事項
 - ⑥ 各種の法令や定款に重大な違反が生じた場合
 - ⑦ 公益通報の状況及びその内容
 - ⑧ その他コンプライアンスに関する重要な事項
- (2) 当金庫の職員は、前項に関する重大な事実を認識した場合には、監事に直接報告出来るものとする。
- (3) 前項の報告をしたことを理由として、その報告を行った職員に対して不利な取扱い（人事異動や考課等の人事権に係る事項のほか、嫌がらせの言動などの報復措置等の一切を含む）を行うことを禁止するとともに、当該職員の職場環境が悪化しないよう適切な措置を講じる。
- (4) (2) の報告については、匿名で行うことを認めるとともに、その報告を行った者の個人情報及びその報告内容を開示しない。また、当金庫は、上記の報告を行った者に対して不利な取扱いを行った者がいた場合には、公益通報保護に関する規程や就業規則等に則り厳格な処分を行う。

8. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監事が作成する監査計画に基づく監査の実施に対し、理事及び職員は協力する体制を構築する。
- (2) 監事監査の適正性及び信頼性を確保するため、監事自らの判断で弁護士、公認会計士その他の専門家に依頼出来る態勢を構築して監事の当金庫からの独立性を維持する。
- (3) 監事が監査費用の前払いや償還に係る請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務がその職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (4) また、不祥事発生時等において、監事が弁護士、公認会計士等を利用することを請求した場合、当該請求がその職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、その費用を負担する。
- (5) 当金庫の経営計画及び監事の監査計画等に基づき、毎年、一定額の監査費用に係る予算を計上することとし、その額の決定にあたっては、あらかじめ監事の同意を要するものとする。
- (6) また、監事が監査費用の前払いや償還に係る請求をしたときは、上記予算額を超過する場合であっても、その職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに費用又は債務を処理する。

営業のご案内

預金業務

当金庫では、お客様のライフステージに合わせた商品をお選びいただけるよう、各種商品を豊富に取り揃え、地域の皆様のニーズに合った資産づくりのお手伝いをしております。

種 類	特 色	お預入れ期間	お預入れ金額
総 合 口 座 (ECO通帳使用)	普通預金と定期預金・当座貸越を1冊にセットした大変便利な口座です。毎日の出し入れはもちろん、公共料金の自動支払もOKです。普通預金の残高が不足した場合でも、定期預金残高の90%、最高200万円まで自動的にご融資。「貯める」「支払う」「受け取る」「借りる」の4拍子揃った口座です。	出し入れ自由	普通預金は1円以上 定期預金の 初回組入額は 1万円以上
普 通 預 金 (ECO通帳使用)	給与・年金・配当金の自動お受け取りや、公共料金・各種クレジット代金の自動引き落としなど財布代り、家計簿代りに便利な預金です。	出し入れ自由	1円以上
決 済 用 預 金 (無利息型普通預金) (ECO通帳使用)	預金保険制度により全額保護されます。個人の方は「総合口座」の取り扱いができ、公共料金等の自動支払いおよび給与、年金等の自動受け取りができます。	出し入れ自由	1円以上
後見制度支援預金	成年後見制度による支援を受ける方(本人)の預金のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭は後見人がご自身で管理し、残りの通常使用しない金銭を「後見制度支援預金」として家庭裁判所の指示書に基づき別口座にて管理出来る預金です。	家庭裁判所の指示によります	1円以上
貯 蓄 預 金	預入残高に応じて金額段階別に利率を設定しています。お手元に置きたい余裕資金のお預け入れに便利です。キャッシュカードもご利用いただけます。個人の方のみ対象で自動受け取り、自動引き落とし等はご利用できません。	出し入れ自由	1円以上 (基準残高10万円)
当 座 預 金	ご事業に欠かせない預金です。 ご決済に小切手や手形を効率的な資金管理にご利用下さい。	出し入れ自由	1円以上
通 知 預 金	まとまった資金の短期運用に最適です。 お引き出しの2日前までにご連絡下さい。	7日以上	1万円以上
納 税 準 備 預 金	納税資金を計画的に準備していただく預金です。 お利息は優遇されているうえ、非課税扱いです。	入金自由、 引き出しは納税時	1円以上
スーパード定期預金	ご利用が最も多い定期預金で、目的に応じてお預け入れ金額・期間を選択することができます。	1ヵ月、3ヵ月、 6ヵ月、1年、2年、 3年、4年、5年	100円以上 1千万円未満
大口定期預金	市場金利の実勢により金利が決定される預金で、1千万円以上の大口資金運用に最適です。	1ヵ月、3ヵ月、 6ヵ月、1年、2年、 3年、4年、5年	1千万円以上
期日指定定期預金	1年複利で、1年の据置期間経過後は1ヵ月前のご通知でお預け入れ額の一部支払いも受けられる流動性も兼ね備えた定期預金です。個人の方のみ対象です。	最長3年 据置期間1年	100円以上 300万円未満
定 期 積 金 (ECO通帳使用)	ご契約時に目標額と期間を定めて、毎月一定額を無理なく積立てる預金で、必要な資金づくりができます。普通預金等から自動振替による積立ができます。	6ヵ月以上 5年以内	所定の掛込 単位金額

偽造カード等への対策について ICキャッシュカードの発行

「偽造・盗難キャッシュカード問題」への対策として、生体認証付ICキャッシュカードの発行を行っております。

ICキャッシュカードは、従来の磁気ストライプに比べて、偽造や変造が困難なICチップを搭載しており、また生体情報によるご本人様の確認により一層安全にお使いいただけます。一日のATMでの支払限度額につきましては、既存発行済の磁気カード50万円、ICカード100万円とし、さらに生体情報をご登録いただいた場合、200万円とさせていただきます。



融資業務

当金庫では、お客様のニーズに積極的にお応えすることを心掛けております。個人のお客様のライフプランを応援する充実したローン商品や事業者の方々の円滑な事業展開を応援する無担保商品などをご用意しております。

種 類	特 色	金 額	期 間
一 般 融 資	商業手形の割引、商品仕入れ等の短期資金、不動産取得や諸設備のための長期資金等を取り扱っております。	当金庫基準	当金庫基準
制 度 融 資	都・区・市などの有利な制度融資を各種取り扱っております。	制度基準	制度基準
事 業 者 カ ー ド ロ ー ン	事業資金（信用保証協会保証付）	100万円～ 2,000万円以内	1年又は2年
代 理 貸 付	信金中央金庫・日本政策金融公庫・住宅金融支援機構、各金融機関の資金貸付を取り扱っております。	各機関基準	各機関基準
住 宅 ロ ー ン	個人住宅用、土地建物の取得資金	1億円以内	35年以内
リフォームローン	個人住宅修繕、増改築資金	1,000万円以内	15年以内
教 育 ロ ー ン	入学金、授業料等	1,000万円以内	16年以内
カーライフプラン	車輛購入資金、車検費用等	1,000万円以内	15年以内
個 人 ロ ー ン	ブライダル、電化製品・家具購入等の資金	500万円以内	10年以内
し ん き ん カ ー ド ロ ー ン	個人向けカードローン	10万円～ 100万円以内	3年 (以後自動更新)
シグマきゃっする300	お使いみち自由で主婦、パート、アルバイトの方もOKです。安心サポートの生活応援カードローンです。	50万円～ 300万円以内	3年 (以後自動更新)
と う え い 教 育 カ ー ド ロ ー ン	申込人の子弟・孫・被扶養親族の就学にかかる納付金および付帯費用に都度利用でき、卒業までは毎月利息のみのお支払い、卒業予定月の3ヵ月後までに証書貸付に切替えいただくものです。	50万円～ 300万円以内	原則5年以内 (1年ごとの更新)

WEBからお申し込みが可能な商品

- カードローン
- シグマきゃっする 300
- とうえい教育カードローン エール
- 一般個人ローン
- 教育プラン
- カーライフプラン
- リフォームプラン
- 無担保住宅ローン
- とうえい職域サポートローン
- とうえいフリーローン「コンタクト」
- とうえいフリーローン「モア」
- とうえいスピードローン「リリーフ・エース」

WEBからの
お申し込み



商品利用に当たっての留意事項

1. 預金・ローン等の商品、サービスにつきまして、それぞれの商品やサービスの内容を職員におたずねいただく等、よくご確認の上ご利用ください。
2. 特にローンにつきましては、無理のない計画的なご利用をお勧めいたします。

貸出運営についての考え方

「地元の資金は地元へ還元する」という信用金庫の基本理念を大切に積極的な取組みを進めております。また、資産の健全性を高めていくことも重要な課題として取組んでおります。

当金庫の融資業務は、収益性のみを追求した選別でなく、会員である中小企業や個人の皆様を対象として、融資機会の平等を原則に小口多数取引に徹しております。

こうした信用金庫ならではの特性を踏まえ、中小企業の皆様が抱えている問題に十分配慮しながら融資業務を行い、地域社会の発展に貢献できるよう努めてまいります。

営業のご案内

各種サービス・その他業務

当金庫では、お客様にとって「気軽に利用しやすい信用金庫」とであるという立場にたって、生活に密着した各種サービスと利便性を提供しております。

種 類	特 色
キャッシュサービス	当金庫の本支店および全国の信用金庫の「しんきんネットキャッシュサービス」取扱店で、キャッシュカードでのお取扱いができます。 また、全国の銀行、信託銀行、信用組合、労働金庫、農業協同組合、郵便局、コンビニエンスストアの「全国キャッシュサービス」お取扱い店でもお引き出しできます。別途、法人向けのキャッシュカードもご用意しております。
しんきんゼロネットサービス	当金庫のキャッシュカードなら、全国の信用金庫のCD・ATMを利用しても、平日・土曜日のゼロネットサービスタイムの時間内は利用料が無料となります。 —ゼロネットサービスタイム— ※左記以外の時間帯および日曜・祝休日のATM利用には所定の 平日8:45～18:00の入出金 手数料がかかります。 土曜9:00～14:00の出金 ※一部、当サービスに加入していない信用金庫もございます。
提携クレジット キャッシングサービス	当金庫のATMでVISA・JCB・UC・DCなどのクレジット会社や、信販・流通系のカードを利用してキャッシングができます。また、一部の提携先については、入金（ご返済）取引もお取扱いできます。
クレジットカードサービス	しんきんVISA・シグマJCBなどのクレジットカードの申込みをお取扱いしております。
インターネットバンキング	個人用（WEBバンキング） お客様のパソコンやスマートフォンからログインして、画面を見ながらの簡単操作で振込・振替・各種照会を原則24時間365日ご利用いただけます。（メンテナンス日を除きます） セキュリティ向上のためソフトウェアトークンのご利用をお勧めしております。 法人用（WEB-FBサービス） お客様のパソコンからシステムにログインして、資金移動や照会等を簡単に行えます。「都度振込」、大量の振込を一括して行う「総合振込」のほか、「給与振込」等のご契約もご用意しております。 セキュリティ向上のため、電子証明書のご利用をお勧めしております。
しんきん電子記録債権サービス （でんさいネット）	手形債権や指名債権（売掛債権等）が抱える課題を克服し、事業者の資金調達を円滑にするため創設された新しい金銭債権が電子記録債権です。 窓口に向くことなく、パソコンのブラウザから所定の操作でシステムにログイン、電子記録債権を簡単に発生させることができます。 電子記録債権の受取確認も簡単に出来、電子記録債権を割り引くこともできます。
Pay・easy（ペイジー）	パソコンからインターネットを利用して税金、公共料金など各種料金の決済ができます。また、口座振替受付サービスでは、企業様の店頭で自動支払いのお手続のお申込みが可能です。 （インターネットバンキングのご契約が必要です）
アンサーサービス	電話やFAXを利用して、振込や取立入金のご連絡、残高照会を即時に処理するシステムです。
J・Debit デビットカード	J・Debit加盟店でのお買物やお食事等のご利用代金を当金庫のキャッシュカードで即時決済できます。
自動支払いサービス	公共料金をはじめ、税金・社会保険料・ローンご返済金・各種クレジットカードのご利用代金等をご指定の預金口座から自動的にお支払いできます。
自動受取りサービス	給与・賞与・年金・配当金などがご指定の口座に自動的に振り込まれます。
公金の窓口収納	国税・地方税・社会保険料などの収納事務をお取扱いしております。
内国為替	振込・送金 当金庫の本支店はもちろん、日本全国の信用金庫・銀行・信託銀行・農協・労働金庫などの金融機関へ確実・スピーディーに送金・お振込ができます。 代金取立 手形や小切手などを取立し、ご指定の預金口座にご入金します。
為替自動振込サービス	毎月一定の日にご指定の金額をお客様のご指定口座から、受取口座へ自動的に送金します。
株式払込業務	会社設立および増資の払い込みのお取扱いをしております。
国債の窓口販売	長期利付国債・中期利付国債・個人向け国債のお取扱いをしております。
投資信託	お客さまのニーズに合った、複数の商品からお選びいただけます。 また、少額投資非課税制度（NISA・つみたてNISA）もお取扱いしております。
損害保険の窓口販売	長期火災保険業務のお取扱いをしております。住宅の新築や購入をご検討される際には、ローンのほか火災保険についてもご検討下さい。
生命保険の窓口販売	「しんきんらいふ年金」など将来の豊かな生活実現の準備として、様々なライフスタイルに合わせた資産運用のお手伝いをさせていただきます。
スポーツ振興くじの払戻し	スポーツ振興くじ（toto）の払戻業務を、本店営業部・亀戸支店の2店舗でお取扱いしております。
貸金庫	重要書類や貴重品等を安全に保管し、盗難・災害など不慮の事故からお守りいたします。
年金相談	年金に対する関心の高さにお応えするため、年金の専門家である社会保険労務士による「年金相談会」を各営業店にて年1回無料で開催しております。
法律相談	弁護士による「法律相談サービス」を無料で行っております。原則として年4回、四半期毎に本部にて法律全般の相談を受け付けておりますので、ぜひご利用ください。
リースのご案内	機械設備などのリースをご希望のお客様に、しんきんリース㈱をご案内いたします。

主な手数料一覧表（消費税を含む）

（令和6年6月末現在）

			当金庫本支店宛	他行宛（電信）	他行宛（文書）
振込手数料	窓口ご利用の場合	5万円未満	220円	605円	605円
		5万円以上	440円	770円	770円
	ＡＴＭご利用の場合	5万円未満	無料	275円	
		5万円以上	110円	440円	
	テレホンバンキング ご利用の場合	5万円未満	無料	330円	
		5万円以上	110円	550円	
	ＷＥＢバンキング ご利用の場合 （個人のお客様）	5万円未満	無料	275円	
		5万円以上	110円 ^{※1}	440円	
	ＷＥＢ・ＦＢサービス ご利用の場合 （法人のお客様）	5万円未満	無料	275円	
		5万円以上	110円 ^{※2}	440円	
	ホームバンキング ご利用の場合	5万円未満	無料	275円	
		5万円以上		440円	

振込契 約金 （月額）	ホームバンキング、WEB-FBサービス	1,100円
	WEB-FBサービス 給与振込 ^{※3}	220円
	WEB・バンキングサービス、ソフトウェアトークン	無料

注意）※1 は、同一店内のご本人さま口座への振込は無料です。 ※2 は、同一店内への振込は無料です。 ※3 は、総合振込契約がない場合は、基本料金（月額）となります。

		平日		土曜日		日曜・祝休日（本店営業部・松島出張所のみ）
ＡＴＭ 利用手数料	当庫カード	8:30～19:00		8:30～17:00		9:00～17:00
		無料		無料		110円
	他金庫カード	8:45～18:00	8:30～8:45 18:00～19:00	9:00～14:00	8:30～9:00 14:00～17:00	9:00～17:00
		無料	110円	無料	110円	110円
	銀行・郵貯 クレジットカード	8:45～18:00	8:30～8:45 18:00～19:00	9:00～14:00	14:00～17:00	9:00～17:00
		110円	220円	110円	220円	220円

発行手数料	小切手帳	1冊（50枚綴り）	880円
	手形帳（約束・為替）	1冊（25枚綴り）	550円
	手形貸付用手形	1枚	22円
	マル専	口座開設手数料	3,300円
		専用手形	550円
	自己宛小切手	1枚	550円
	各種証明書	1通	550円
	通帳・証書再発行	1冊（1枚）	550円
	両替機利用カード発行	1枚	1,100円
	各種カード再発行（両替カード含む）	1枚	1,100円

その他の 諸手数料	公的機関の調査等に係る照会手数料 （歳末明細出力不可（15年経過）の場合 1ヵ月1口座 440円）		1枚	44円
	代金取立手数料【個別取立・郵送扱い】		1通	880円
	不渡手形返却料【でんさい取引を含む】		1通	880円
	取立手形組戻料【でんさい取引を含む】		1通	880円
	異議申立預託料【でんさい取引を含む】		1通	1,100円
	送金・振込の組戻料		1口	880円

開示請求 手数料 【でんさい以外】	取引履歴に関する情報	1枚毎	440円
	氏名、住所、電話番号、勤務先	左記一括	880円
	取引残高（科目、口座番号、残高）	特定日毎	2,200円
	上記以外の情報	1項目毎	1,100円

貸金庫使用料 （年額）	タイプ	種類	金額	設置店
		手動式	第1種	本店営業部
			第2種	
			第3種	
			第4種	
	半自動式	第1種	14,300円	奥戸支店 本一色支店
		第2種	19,800円	
	全自動式	第2種	23,100円	亀戸支店
		第3種	28,600円	
	貸金庫カード再発行手数料		3,300円	

※共通 貸与鍵の紛失・破損による再作成手数料・・・実費となります。

	種類	1～50枚	250枚まで	500枚まで	750枚まで	1,000枚まで	1,001枚以上
両替手数料	両替機利用	無料	220円	330円	440円	550円	取扱不可
	窓口利用	無料	330円	440円	550円	770円	500枚ごとに440円を加算
	硬貨入金	無料	220円	330円	440円	550円	500枚ごとに330円を加算
	※同一金種の新券への両替、汚損、記念硬貨の交換につきましては、手数料は頂きません。 注意）両替機を利用の場合は、51枚以上より専用カードが必要となります。（50枚まではキャッシュカードで一日1回限りご利用できます。）						

でんさいネット	基本料	1,100円
	発生記録（PC利用）	330円
	発生記録（本部代行）	440円
	開示請求（でんさい請求）	3,300円
	残高証明（都度発行）	4,400円
	残高証明（定例発行）	2,200円
	特定記録機関連変更記録	4,400円
	貸倒引当金繰入事由に係る証明書	1,100円

融資に関する 手数料	住宅ローン、賃貸住宅ローン 事務取扱手数料	22,000円
	不動産担保調査	33,000円
	不動産担保物件変更	5,500円
	住宅ローン・賃貸住宅ローン 期限前弁済	33,000円
	証貸繰上弁済（一部繰上含む）	5,500円
	証貸返済条件変更	
	約定日、割賦期間、返済月の変更	5,500円
	返済期間の短縮、返済期限の延長	5,500円
	債務引受（相続以外）	5,500円
	証貸金利引下げ等変更	5,500円
	割引手形信用調査 【でんさい取引を含む】	1通 220円
	情報提供事務取扱手数料 （主債務者の履行状況に関する情報提供）	550円
	株式払込金 保管手数料	
	1通	証明書発行 株式払込金×0.002+消費税

自己資本の充実状況

▶自己資本の構成に関する開示事項

自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金、利益剰余金等で構成されております。また、自己資本調達手段は普通出資（発行主体：東栄信用金庫）でコア資本に係る基礎項目の額に算入された額は、596百万円であります。なお、当金庫は優先出資証券等の発行は行っておりません。

◆自己資本の構成状況

（単位：百万円）

項 目	令和4年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目（１）		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	10,351	10,621
うち、出資金及び資本剰余金の額	605	596
うち、利益剰余金の額	9,757	10,037
うち、外部流出予定額（△）	11	11
うち、上記以外に該当するものの額	—	△0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	109	104
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	109	104
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	53	—
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	10,514	10,726
コア資本に係る調整項目（２）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	12	9
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	12	9
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	12	9
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	10,501	10,717
リスク・アセット等（３）		
信用リスク・アセットの額の合計額	85,206	83,579
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	743	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△435	—
うち、上記以外に該当するものの額	1,178	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	3,934	3,827
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	89,141	87,407
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	11.78%	12.26%

（注）自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。
 なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

▶ 自己資本の充実度に関する事項

自己資本充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当金庫は、各エクスポートジャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。なお、収支計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を十分に踏まえた上で策定された極めて実現性の高いものであります。

◆ 信用リスク（ポートフォリオ毎）及びオペレーショナル・リスクの所要自己資本の額

(単位:百万円)

項 目	令和4年度		令和5年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	85,206	3,408	83,579	3,343
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポートジャー	74,338	2,973	71,884	2,875
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	200	8	200	8
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	91	3	60	2
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	278	11	278	11
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	8,402	336	8,230	329
法人等向け	21,314	852	20,732	829
中小企業等向け及び個人向け	6,710	268	6,146	245
抵当権付住宅ローン	2,301	92	2,221	88
不動産取得等事業向け	15,785	631	16,167	646
三月以上延滞等	59	2	2	0
取立未済手形	11	0	19	0
信用保証協会等による保証付	700	28	635	25
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	1,612	64	1,189	47
出資等のエクスポートジャー	1,612	64	1,189	47
重要な出資のエクスポートジャー	—	—	—	—
上記以外	16,871	674	15,998	639
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のもに係るエクスポートジャー	4,722	188	3,496	139
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポートジャー	605	24	805	32
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポートジャー	536	21	439	17
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポートジャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポートジャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポートジャー	11,007	440	11,258	450
②証券化エクスポートジャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートジャー	10,124	404	11,695	467
ルック・スルー方式	10,124	404	11,695	467
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
フォールバック方式（1250%）	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	1,178	47	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポートジャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 435	△ 17	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポートジャー	0	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,934	157	3,827	153
ハ. 単体総所要自己資本額（イ＋ロ）	89,141	3,565	87,407	3,496

(注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%

2. 「エクスポートジャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポートジャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポートジャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

＜オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法＞

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

5. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

自己資本の充実状況

▶信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く） リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

信用リスクの評価につきましては、信用リスクの計量化に向け、現在、インフラ整備も含めた準備を進めております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会やALM委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常務会といった経営陣への報告体制を整備しております。

また、将来、予想される損失については法令等に基づき適切で厳格な引当を実施して万一に備えております。引当の計上方法は将来において平均的に発生しうる損失に備え計上する一般貸倒引当金及び正常債権等以外の債権に対して計上する個別貸倒引当金があり、いずれも毎期末に全額を洗替え方式により引当を行っております。引当の計上方法については、一般貸倒引当金は過去の貸倒実績率から予想損失率を求め、今後の予想損失額を算出し貸倒引当金として計上しております。一方、個別貸倒引当金は過去の貸倒実績率をもとにご融資先毎に予想損失額（未保全額が一定額以上の債務者についてはキャッシュフロー法による回収可能額を控除した額）を算出し貸倒引当金として計上しております。

◆信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

＜地域別・業種別・残存期間別＞

（単位：百万円）

エクスポージャー 区分 地域区分 業種区分 期間区分		信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
				貸出金、コミットメント及 びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ 取引			
		令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
国	内	134,101	128,554	69,901	69,005	26,883	24,582	—	—	42	3
国	外	12,286	12,999	—	—	12,286	12,999	—	—	—	—
地 域 別 合 計		146,388	141,554	69,901	69,005	39,170	37,582	—	—	42	3
製 造 業		10,537	9,456	4,699	4,310	5,809	5,145	—	—	—	0
農 業 、 林 業		—	2	—	2	—	—	—	—	—	—
漁 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業		7,991	7,633	7,985	7,627	—	—	—	—	0	0
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業		3,904	3,684	194	175	3,710	3,509	—	—	—	—
情 報 通 信 業		1,373	971	273	272	1,100	699	—	—	0	0
運 輸 業 、 郵 便 業		3,462	3,209	2,598	2,443	864	765	—	—	—	—
卸 売 業 、 小 売 業		4,462	4,124	3,560	3,423	902	701	—	—	—	—
金 融 業 、 保 険 業		45,285	43,141	3,177	3,016	12,479	12,791	—	—	—	—
不 動 産 業		30,313	30,374	28,476	28,575	1,837	1,799	—	—	38	0
物 品 賃 貸 業		210	215	210	215	—	—	—	—	—	—
学 術 研 究 、 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業		545	512	545	512	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業		2	5	2	5	—	—	—	—	—	—
飲 食 業		1,323	1,376	1,323	1,376	—	—	—	—	—	0
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 、 娯 楽 業		1,412	1,209	1,412	1,209	—	—	—	—	0	0
教 育 、 学 習 支 援 業		81	78	81	78	—	—	—	—	—	—
医 療 、 福 祉		993	905	993	905	—	—	—	—	—	0
そ の 他 の サ ー ビ ス		1,576	1,429	1,375	1,429	201	—	—	—	—	0
国 ・ 地 方 公 共 団 体 等		14,803	15,775	665	1,364	12,264	12,168	—	—	—	—
個 人		11,958	11,988	11,958	11,988	—	—	—	—	3	2
そ の 他		6,147	5,458	367	74	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計		146,388	141,554	69,901	69,005	39,170	37,582	—	—	42	3
1 年 以 下		6,399	7,043	4,657	5,368	1,741	1,675	—	—		
1 年 超 3 年 以 下		8,051	9,547	3,724	3,862	4,326	5,684	—	—		
3 年 超 5 年 以 下		12,095	11,531	7,239	6,577	4,856	4,954	—	—		
5 年 超 7 年 以 下		9,075	10,344	6,021	6,998	3,053	3,346	—	—		
7 年 超 1 0 年 以 下		14,943	12,605	9,796	8,690	5,146	3,914	—	—		
1 0 年 超		57,339	54,575	38,296	37,369	19,043	17,206	—	—		
期間の定めのないもの		38,484	35,905	166	139	1,001	800	—	—		
残 存 期 間 別 合 計		146,388	141,554	69,901	69,005	39,170	37,582	—	—		

（注）1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産などが含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

◆一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

46ページの「貸倒引当金内訳」と同様です。

◆業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

業種区分 内訳	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
製 造 業	9	188	188	188	—	—	9	188	188	188	—	6
農 業 、 林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱 業 、 採 石 業、 砂 利 採 取 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	13	8	8	6	1	—	12	8	8	6	54	0
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	4	2	2	3	1	—	2	2	2	3	1	—
運 輸 業、 郵 便 業	30	30	30	30	—	—	30	30	30	30	—	—
卸 売 業、 小 売 業	3	3	3	6	—	—	3	3	3	6	—	—
金 融 業、 保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	32	16	16	—	—	—	32	16	16	—	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学 術 研 究、 専 門・ 技 術 サ ー ビ ス 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	0	0	0	—	—	—	0	0	0	—	3	—
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、 娯 楽 業	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	—	—
教 育、 学 習 支 援 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療 、 福 祉	11	6	6	—	—	—	11	6	6	—	—	1
その他のサービス	0	1	1	—	—	1	0	—	1	—	—	4
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	67	61	61	97	—	—	67	61	61	97	—	—
合 計	175	320	320	332	2	1	172	318	320	332	59	13

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

◆リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和4年度		令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	19,696	—	19,781
10%	532	11,644	523	10,555
20%	3,891	35,128	4,930	32,075
35%	2,106	4,280	2,013	4,044
40%	1,804	—	1,303	—
50%	9,917	3	8,989	2
70%	1,504	—	3,009	—
75%	—	7,725	—	6,984
100%	6,198	39,711	4,641	40,731
150%	38	390	—	394
250%	—	1,813	—	1,574
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	146,388		141,554	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

自己資本の充実状況

▶信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、事業からのキャッシュ・フローを重視し、担保・保証に過度に依存しない融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解を頂いた上でご契約いただくなど適切な取り扱いに努めております。当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続については、金庫が定める「融資事務取扱規程」等により、適切な事務取扱、および適正な評価を行っております。また、割引手形、手形貸付、証書貸付、当座貸越、債務保証取引に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減手法の一つとして、金庫が定める「融資事務取扱規程」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続を省略して払戻充当いたします。

なお、バーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、上場株式、保証として、住宅融資保険、一般社団法人しんきん保証基金、その他未担保預金等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、住宅融資保険は政府関係機関保証と同様、一般社団法人しんきん保証基金は主に中小企業向け及び個人向けエクスポージャーとして、適格格付機関が付与している格付により判定しております。また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

◆信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		1,346	1,260	20,252	18,496	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

▶派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。当金庫の具体的な派生商品取引は、有価証券関連取引の中の投資信託に構成されている組入れ資産の一部の外国為替関連取引が該当するのみであり、市場リスク及び信用リスクの影響は限定的で、当該取引の個別担保による保全や引当の算定は、特段行っておりません。その他、当該取引のリスク資本及び与信限度枠の割当方法は定めておりませんが、有価証券関連取引については、当金庫の資金運用基準に定められた範囲内の取引から生じたものに限定しております。

また、長期決済期間取引は行っておりません。

◆証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫は、証券化商品の取引は行っておりません。

◆オペレーショナル・リスクに関する項目

リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクとは、当金庫の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により当金庫が損失を被るリスク（自己資本比率の算定に含まれる分）及び当金庫自らが「オペレーショナル・リスク」と定義したリスク（自己資本比率の算定に含まれない分）をいいます。当金庫は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、評価しております。

リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

また、これらのリスクに関しましては、リスク管理委員会等におきまして、協議・検討するとともに、必要に応じて、理事会等において、報告する態勢を整備しております。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、基礎的手法を採用しております。

▶出資等エクスポージャーに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

出資等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、その他信金中央金庫等への出資金が該当します。そのうち、上場株式にかかるリスクの認識につきましては、時価評価によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度枠、遵守状況を経営陣に報告するとともに、ストレス・テストなど複合的なリスクの分析を実施し、定期的にALM委員会等へ報告しております。

一方、非上場株式に関しましては、当金庫が定める「資金運用基準」等に基づいた適正な運用・管理を行っており、その他信金中央金庫等への出資金に関しましてはその都度、個別に判断しております。また、リスクの状況は、財務諸表等をもとにした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理につきましては、当金庫が定める「自己査定規程」、「償却・引当規程」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

◆ 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	1,414	1,414	1,015	1,015
非 上 場 株 式 等	633	—	833	—
合 計	2,047		1,848	

◆ 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

区 分	令和4年度	令和5年度
売 却 益	101	265
売 却 損	—	1
償 却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

◆ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

区 分	令和4年度	令和5年度
評 価 損 益	△ 169	△ 146

◆ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

区 分	令和4年度	令和5年度
評 価 損 益	—	—

◆ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	9,689	11,511
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

▶金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

①リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で市場金利が変動することにより資産価値の変動や将来の利益の低下ないし損失を被るリスクをいいます。当金庫では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識しております。また、金利リスクのうち、銀行勘定の金利リスク（以下、IRRBB：InterestRateRisk in the BankingBook※）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより、厳正な管理に努めております。

（※IRRBBとは、市場リスクのうち、トレーディング取引等を除くすべての金利感応資産・負債、オフバランス取引に係る金利リスクをいいます。）

②リスク管理及びリスク削減の方針

当金庫では、統合的リスク管理における各種リスクの一つとして、バランスシート全体の金利感応資産・負債を対象として管理しております。具体的には、ALM委員会やリスク管理委員会において金利リスクの計測結果についての分析・評価を行うほか、金利リスクが過大となった場合の削減方法について協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣へ報告するなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

③金利リスク計測の頻度

四半期毎にIRRBBを計測しております。

④ヘッジ等金利リスクの削減手法（ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む）

当金庫では、金利リスクが一定の割合を超過するなど過大となった場合には、その他有価証券勘定の債券売却等のほか、金利スワップなども含めて削減方法を検討してまいります。

(2) 金利リスクの算定方法の概要

A. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE（注1）及び△NII（注2）並びに当金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

（注1）IRRBBのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

（注2）IRRBBのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

①流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年であります。

②流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年であります。

③流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提

流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

④固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提

固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

⑤複数の通貨の集計方法及びその前提

当金庫ではIRRBBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しております。なお、金利リスクの合算において、通貨間の相関等は考慮しておりません。

また、重要性の観点より、一部の通貨については金利改定満期に基づくキャッシュ・フローを他の通貨に集約して、金利リスクを算出しております。

⑥スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か等）

当金庫ではIRRBBの算出にあたり、割引金利にスプレッドを含めず、キャッシュ・フローにスプレッドを含めて算出しております。

⑦内部モデルの使用等、 Δ EVEと Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは、使用しておりません。

⑧計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

当期の重要性テスト結果は、監督上の基準値である20%を上回るものの、 Δ EVEで計測した金利リスクに対し十分な自己資本の余裕が確保されております。

なお、当金庫では重要性の観点より、ストレス時に大きな影響を与えと考えられる資産・負債をIRRBBの計測対象としており、その選別にあたっては定量的な基準（当金庫の資産・負債の5%程度）に加えて、定性的な影響等を考慮しております。

B. 当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

①金利ショックに関する説明

Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、過去の事例や、景気シナリオに基づく金利変動としております。

②金利リスク計測の前提及びその意味（特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NIIと大きく異なる点）

当金庫では、リスク資本配賦制度の一環として、金利リスクをVaRなどにより管理しております。

具体的には、部門毎に配賦されたリスク資本の範囲内で、有価証券投資などの市場取引や預貸金といった商品毎のVaR（保有期間1年、観測期間1年、信頼水準99.0%）に基づく市場リスク量に対し、リスク限度額を設定し管理することで健全性の確保に努めております。また、市場取引については、VaRに基づく市場リスク量の管理に加え、残高による運用上限枠や評価損益アラームポイントなども設定しており、定期的に運用方針を見直すことでリスクのコントロールを行っております。

また、当金庫では、自己資本の充実度の評価やストレステストの実施にあたり、過去の事例や、景気シナリオに基づく金利変動による影響等を定期的に検証しております。さらに、収益管理や経営上の判断その他の目的では、市場環境等を踏まえた金利の見通しなど実現性の高い金利変動等を想定し、金利リスクを計測しております。

（単位：百万円）

◆ 銀行勘定の金利リスク（IRRBB）

IRRBB 1：金利リスク					
項番		Δ EVE		Δ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	3,240	3,156	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	35	52
3	スティープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	3,240	3,156	35	52
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	10,717		10,501	

（注）金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

◆信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円、%)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等 による回収見 込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a-c)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	令和4年度	60	60	58	1	100.00	100.00
	令和5年度	184	184	142	41	100.00	100.00
危 険 債 権	令和4年度	2,036	1,916	1,597	318	94.07	72.52
	令和5年度	2,210	2,100	1,809	290	95.04	72.64
要 管 理 債 権	令和4年度	114	96	94	1	83.98	6.64
	令和5年度	134	65	65	0	48.89	0.19
三 月 以 上 延 滞 債 権	令和4年度	—	—	—	—	—	—
	令和5年度	—	—	—	—	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	令和4年度	114	96	94	1	83.98	6.64
	令和5年度	134	65	65	0	48.89	0.19
小 計 (A)	令和4年度	2,211	2,072	1,750	321	93.71	69.81
	令和5年度	2,528	2,350	2,017	332	92.95	65.12
正 常 債 権 (B)	令和4年度	67,690					
	令和5年度	66,477					
総 与 信 残 高 (A) + (B)	令和4年度	69,901					
	令和5年度	69,005					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

～ Anniversary ～

感謝の気持ちを笑顔にかえてあなたの街に30年

開設記念感謝デーの開催や、特別定期預金の発売をいたしました。



本一色支店

令和5年度 事業概況

▶事業方針

令和5年度は、中期3か年経営計画の最終年度にあたり、お客さまとのリレーションシップを追求し、地域に根ざした金融機関として、会員、お客様、そして地域が抱える課題の解決に尽力し、その幸せづくりと地域社会全体の成長に貢献することを目指して業務推進に取り組んでまいりました。特に「取引先の資金繰り支援」や「本業支援・経営改善支援」、「地域社会の課題解決支援」を重点施策として掲げ、新型コロナウイルスの影響を受けた取引先の資金繰りを支え、事業継続を徹底的に支援することで地域経済の回復に努めてまいりました。

また、当金庫では信用金庫法第36条第5項第5号および同法施行規則第23条により、業務の健全性・適切性を確保するため、「内部管理基本方針」を制定し、業務の執行に際し整備すべき態勢として、「コンプライアンス態勢」、「統合的リスク管理態勢」、並びに「内部監査態勢」等について明確に定め内部統制機能を強化しております。「内部統制システムの決議内容の概要」および「内部統制システムの運用状況の概要」は下記のとおりであります。

▶金融経済環境

令和5年度の我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症へ移行し、経済社会活動が抑制されることなく緩やかな回復が続きました。また、30年ぶりとなる高水準の賃上げや、企業の高い投資意欲などを背景として、経済活動にも前向きな動きがみられ、デフレから脱却し新たなステージに移行するチャンスといわれております。しかしながら、地域経済を支える中小企業においては、人手不足や後継者難といった従来からの経営課題に加え、物価高騰により収益が減少するなど景気回復の実感を得るには至っていない企業も多く、厳しい一年となりました。

▶業績

預金 普通預金については、お取引先企業が事業資金として調達した資金の歩留分のほか、高齢者の定期預金よりも普通預金を選好する動きにより、前年度比20億6百万円増加しました。一方、定期預金につきましては、普通預金への移動や相続預金の流出、他の金融資産への投資などにより、前年度比45億34百万円減少しました。これにより年度末預金残高は前年度に比べ31億60百万円減少の1,406億36百万円となりました。

融資 融資については、当金庫のお取引先に対して、円滑な資金供給による資金繰り支援に取り組みました。特に新型コロナウイルス感染症の影響が長期化している事業者や、物価高の影響を受けている事業者に対し各制度融資を活用し資金繰り支援を行いました。その結果、年度末残高は8億51百万円減少したものの、平均残高は8億42百万円増加の697億28百万円となりました。

損益 収益は、貸出金利息が平均残高の増加により前年度比1百万円増加、預け金利息が58百万円、有価証券利息配当金が23百万円増加により、資金運用収益が83百万円増収となったほか、役務取引等収益が4百万円、株式等売却益が1億64百万円増加し、その他経常収益が1億74百万円増加となりましたが、前年度計上した国債等債券売却益は今年度の計上はなく、その他業務収益が前年度比2億81百万円減収となったため、経常収益は前年度比19百万円減収の25億18百万円となりました。費用は、社債の減損処理による国債等債券償却2億64百万円の計上により、その他業務費用が前年度比2億14百万円増加となる一方、貸倒引当金繰入額1億80百万円、貸出金償却46百万円の減少により、その他経常費用が前年度比2億22百万円減少したことや経費が16百万円減少したことにより、経常費用は前年度比16百万円減少の20億30百万円となりました。この結果、経常利益は前年度比2百万円減益の4億87百万円となり、税引前当期純利益4億87百万円に法人税、住民税及び事業税1億98百万円及び法人税等調整額△2百万円計上後の当期純利益は2億91百万円となりました。

▶事業の展望

日本経済は、内需主導で緩やかに回復しており、雇用・所得環境の改善などにより、個人消費は回復基調が続く中、業績改善を背景に企業の設備投資意欲の強さも維持され、設備投資も底堅く推移するとみられております。また、増加余地は縮小しているとはいえインバウンド需要やIT関連需要回復といった内需のほか、地政学リスクを内包するものの、米国を中心に海外経済の下振れリスクが薄らいでおり、今後も緩やかな回復軌道を辿っていくことが期待されております。しかしながら、当金庫のお客様である中小企業の経営環境は、経営者の高齢化や人手不足といった構造的な課題に加え、物価高対策や大企業に追随する賃上げの実現を迫られるなど厳しい状況にあります。当金庫におきましても、長らく続いた超低金利の金融政策から「金利ある世界」へ変化する中で、預貸金利鞘の確保はこれまで以上に難度を増し、収益面で厳しい経営環境が続くものと予想しております。しかしながら、このような地域経済が困難にある時こそ当金庫の存在意義は大きいものと認識しております。当金庫の狭域高密度の営業活動を通じて、お客様をより深く理解することが出来る強みに一層磨きをかけ、価値ある課題解決策の提案と円滑な資金供給等を行うことにより、お取引先企業の成長や地域経済活性化に貢献してまいります。

▶当金庫が対処すべき課題

当金庫は、創設以来、地域経済を活性化させ、地域社会を持続可能なものとしていくことが信用金庫に求められている大きな役割として取り組んでまいりました。これからも厳しい環境にある地域経済を活性化するために、今後想定しうる環境変化を見据えたりリスク管理や業務の合理化・効率化により強固な経営基盤の確立に取り組み、長年に亘り地域で積み重ねた経験と知見、業界の総合力を最大限に活かした伴走支援を推進し、地域やお取引先が抱える課題と真摯に向き合い、金融仲介機能のさらなる発揮に努めてまいります。

◆ 貸借対照表

(単位:千円)

科 目	84期 (令和4年3月末)	85期 (令和5年3月末)	86期 (令和6年3月末)
(資産の部)			
現 金	2,333,531	2,259,304	2,289,525
預 け 金	26,274,339	30,862,332	28,737,167
買 入 金 銭 債 権	36,111	28,030	—
金 銭 の 信 託	—	—	—
有 価 証 券	53,030,824	50,194,853	50,325,055
国 債	7,481,797	4,512,294	4,511,292
地 方 債	3,818,013	3,615,937	3,613,887
短 期 社 債	—	—	—
社 債	19,802,831	18,658,950	16,379,131
株 式	1,226,393	1,441,873	1,042,873
そ の 他 の 証 券	20,701,789	21,965,797	24,777,870
貸 出 金	69,691,108	69,661,122	68,809,989
割 引 手 形	632,982	442,742	435,006
手 形 貸 付	1,022,137	1,245,032	1,546,944
証 書 貸 付	67,488,533	67,415,872	66,149,855
当 座 貸 越	547,456	557,476	678,183
そ の 他 の 資 産	899,324	930,687	1,147,928
未 決 済 為 替 貸	42,841	56,139	98,013
信 金 中 金 出 資 金	605,100	605,100	805,100
前 払 費 用	15,953	19,574	14,250
未 収 収 益	197,368	219,982	206,095
そ の 他 の 資 産	38,061	29,889	24,468
有 形 固 定 資 産	2,832,425	2,790,499	2,790,086
建 物	542,428	515,281	489,226
土 地	2,167,928	2,167,928	2,167,928
リ ー ス 資 産	5,322	11,808	9,797
建 設 仮 勘 定	—	—	—
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	116,744	95,481	123,134
無 形 固 定 資 産	22,103	12,996	9,418
ソ フ ト ウ ェ ア	19,716	10,942	7,698
の れ ん	—	—	—
リ ー ス 資 産	—	—	—
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	2,387	2,053	1,720
繰 延 税 金 資 産	79,755	214,433	175,698
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産	—	—	—
債 務 保 証 見 返	190,056	169,114	133,483
貸 倒 引 当 金	△207,159	△408,897	△431,016
(うち個別貸倒引当金)	(△175,195)	(△320,322)	(△332,454)
資 産 の 部 合 計	155,182,421	156,714,478	153,987,335

※貸借対照表の注記は39ページに記載しております。

(単位:千円)

科 目	84期 (令和4年3月末)	85期 (令和5年3月末)	86期 (令和6年3月末)
(負債の部)			
預 金 積 金	142,084,666	143,796,859	140,636,618
当 座 預 金	2,799,042	3,099,896	3,166,900
普 通 預 金	68,751,278	71,110,055	73,116,355
貯 蓄 預 金	933,802	860,884	827,510
通 知 預 金	209,945	393,761	212,399
定 期 預 金	64,747,200	63,770,455	59,236,340
定 期 積 金	3,896,726	3,869,600	3,393,218
そ の 他 の 預 金	746,670	692,205	683,894
借 用 金	539,000	490,000	441,000
借 入 金	539,000	490,000	441,000
そ の 他 負 債	267,800	363,694	340,948
未 決 済 為 替 借	37,510	53,531	68,280
未 払 費 用	25,749	36,998	43,326
給 付 補 填 備 金	428	374	263
未 払 法 人 税 等	80,918	166,308	127,420
前 受 収 益	12,158	9,359	4,924
払 戻 未 済 金	2,990	2,497	7,404
払 戻 未 済 持 分	—	10	30
職 員 預 り 金	55,366	53,063	53,579
リ ー ス 債 務	5,322	12,653	10,518
資 産 除 去 債 務	9,525	9,525	9,525
そ の 他 の 負 債	37,830	19,373	15,675
賞 与 引 当 金	53,284	53,399	53,445
退 職 給 付 引 当 金	342,761	345,329	356,945
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	89,341	71,232	71,344
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	26,339	31,451	29,802
偶 発 損 失 引 当 金	26,993	21,126	6,087
繰 延 税 金 負 債	—	—	—
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	409,309	409,309	409,309
債 務 保 証	190,056	169,114	133,483
負 債 の 部 合 計	144,029,553	145,751,517	142,478,984
(純資産の部)			
出 資 金	600,337	605,388	596,464
普 通 出 資 金	600,337	605,388	596,464
利 益 剰 余 金	9,491,583	9,757,987	10,037,215
利 益 準 備 金	599,850	600,337	605,388
そ の 他 利 益 剰 余 金	8,891,732	9,157,650	9,431,827
特 別 積 立 金	5,151,334	7,151,334	7,151,334
当 期 未 処 分 剰 余 金	3,740,397	2,006,315	2,280,492
処 分 未 済 持 分	△10	—	△ 20
会 員 勘 定 合 計	10,091,911	10,363,376	10,633,660
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	291,548	△169,823	105,282
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	—	—	—
土 地 再 評 価 差 額 金	769,407	769,407	769,407
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,060,956	599,584	874,690
純 資 産 の 部 合 計	11,152,867	10,962,960	11,508,350
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	155,182,421	156,714,478	153,987,335

経営内容

39

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け入れた場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。デリバティブが組み込まれた預金については、取引金融機関から提示された価格により評価しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については24.から25.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利（スポットレート）で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分		貸借対照表計上額
非上場株式（*1）		26
信金中金出資金（*1）		805
合 計		832

(*1) 非上場株式及び信金中金出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金（*1）	12,737	6,500	—	9,500
有価証券（*2）	1,691	11,135	9,379	17,550
満期保有目的の債券	1,671	10,435	6,879	17,050
その他有価証券のうち 満期があるもの	20	700	2,500	500
貸出金（*3）	11,516	22,307	15,583	18,485
合 計	25,945	39,942	24,962	45,535

(*1) 預け金のうち、要求払預け金は「1年以内」に含めております。

(*2) 有価証券のうち、償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

(*3) 貸出金のうち、償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金（*1）	126,808	13,828	—	—
借入金	49	196	196	—
合 計	126,857	14,024	196	—

(*1) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

24.有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、25.まで同様であります。

満期保有目的の債券

	種 類	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	4,511	4,768	257
	地方債	3,613	3,824	210
	社債	7,635	7,808	172
	その他（外国債券）	4,667	4,747	80
	小計	20,428	21,149	720
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	6,863	6,621	△242
	その他（外国債券）	8,293	8,111	△181
	小計	15,156	14,733	△423
合 計		35,585	35,882	297

その他有価証券

	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	232	227	5
	債券	600	597	3
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	600	597	3
	その他	6,213	5,589	623
貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	小計	7,046	6,413	633
	株式	783	934	△151
	債券	1,279	1,295	△16
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	1,279	1,295	△16
合 計	その他	5,604	5,923	△318
	小計	7,666	8,153	△486
		14,713	14,567	146

25.当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	1,225	265	△1
債券	38	—	—
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	38	—	—
その他	—	—	—
合 計	1,263	265	△1

26.減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、264百万円（うち、社債264百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄の時価が、取得原価又は償却原価に比べて「時価の下落が50％以上下落した時」及び「時価の下落が30％以上50％未満で、かつ時価の回復の見込みがあると認められない場合」としております。

27.当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,465百万円であります。このうち契約残存期間が1年以上のもののが951百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

28.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	114 百万円
退職給付引当金	99
減価償却超過額	23
役員退職慰労引当金	19
賞与引当金	14
固定資産減損損失	11
有価証券減損	87
その他	22
繰延税金資産小計	393
評価性引当額	△173
繰延税金資産合計	220
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	40
その他	3
繰延税金負債合計	44
繰延税金資産の純額	175

▶ 報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数、前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 令和5年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	87

(注) 1.対象役員に該当する理事は5名、監事は1名です（期中に退任した者を含む）。

上記の内訳は、「基本報酬」76百万円、「退職慰労金」11百万円となっております。

2.「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3.使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第2条第1項3号及び4号並びに第1項6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和5年度において、対象職員等に該当する者はありませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2％以上の資産を有する会社等をいいます。なお、令和5年度においては、該当する会社はありませんでした。
3. 「同等額」は、令和5年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
4. 令和5年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりませんでした。

◆ 損益計算書

(単位:千円)

科 目	84期 (令和3年度)	85期 (令和4年度)	86期 (令和5年度)
経 常 収 益	2,336,054	2,537,028	2,518,014
資 金 運 用 収 益	1,937,035	2,009,217	2,093,095
貸 出 金 利 息	1,087,832	1,087,541	1,089,521
預 け 金 利 息	18,968	81,267	139,913
有 価 証 券 利 息 配 当 金	814,902	824,894	848,497
そ の 他 の 受 入 利 息	15,332	15,514	15,162
役 務 取 引 等 収 益	133,821	129,971	134,594
受 入 為 替 手 数 料	72,955	64,591	64,503
そ の 他 の 役 務 収 益	60,866	65,379	70,090
そ の 他 業 務 収 益	34,440	287,925	6,190
外 国 為 替 売 買 益	—	—	—
国 債 等 債 券 売 却 益	14,308	268,999	—
国 債 等 債 券 償 還 益	3,455	95	6
そ の 他 の 業 務 収 益	16,676	18,830	6,183
そ の 他 経 常 収 益	230,756	109,913	284,134
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	4,499	—	—
償 却 債 権 取 立 益	10,134	2,757	1,866
株 式 等 売 却 益	206,133	101,201	265,513
金 銭 の 信 託 運 用 益	—	—	—
そ の 他 の 経 常 収 益	9,988	5,954	16,754
経 常 費 用	1,752,204	2,046,762	2,030,179
資 金 調 達 費 用	25,719	25,094	24,606
預 金 利 息	18,558	18,567	18,736
給 付 補 填 備 金 繰 入 額	269	211	123
借 用 金 利 息	6,619	6,043	5,479
そ の 他 の 支 払 利 息	272	271	268
役 務 取 引 等 費 用	88,119	89,215	96,799
支 払 為 替 手 数 料	19,149	14,884	15,131
そ の 他 の 役 務 費 用	68,969	74,331	81,668
そ の 他 業 務 費 用	7,088	52,169	266,927
外 国 為 替 売 買 損	—	—	—
国 債 等 債 券 売 却 損	5,480	—	—
国 債 等 債 券 償 還 損	44	650	68
国 債 等 債 券 償 却	—	50,119	264,550
そ の 他 の 業 務 費 用	1,563	1,399	2,309
経 常 費	1,583,831	1,604,724	1,588,627
人 件 費	1,037,032	1,079,066	1,057,245
物 件 費	481,299	456,525	455,081
税 金	65,499	69,132	76,301
そ の 他 経 常 費 用	47,444	275,558	53,217
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	—	204,721	23,725
貸 出 金 償 却	2,982	59,915	13,189
株 式 等 売 却 損	14,569	—	1,065
株 式 等 償 却	—	—	—
金 銭 の 信 託 運 用 損	—	—	—
そ の 他 資 産 償 却	—	—	6,270
そ の 他 の 経 常 費 用	29,893	10,921	8,966
経 常 利 益	583,850	490,266	487,835
特 別 利 益	—	—	—
固 定 資 産 処 分 益	—	—	—
そ の 他 の 特 別 利 益	—	—	—
特 別 損 失	0	0	0
固 定 資 産 処 分 損	0	0	0
減 損 損 失	—	—	—
そ の 他 の 特 別 損 失	—	—	—
税 引 前 当 期 純 利 益	583,850	490,266	487,835
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	144,889	230,689	198,662
法 人 税 等 調 整 額	16,963	△21,747	△2,045
法 人 税 等 合 計	161,853	208,941	196,616
当 期 純 利 益	421,997	281,324	291,218
繰 越 金 (当 期 首 残 高)	3,318,400	1,724,990	1,989,273
土 地 再 評 価 差 額 金 取 崩 額	—	—	—
当 期 未 処 分 剰 余 金	3,740,397	2,006,315	2,280,492

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口あたりの当期純利益は24円27銭

3. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

◆ 剰余金処分計算書

(単位:円)

科 目	84期 (令和3年度)	85期 (令和4年度)	86期 (令和5年度)
当 期 未 処 分 剰 余 金	3,740,397,764	2,006,315,039	2,280,492,224
剰 余 金 処 分 額	2,015,407,698	17,041,665	11,880,817
利 益 準 備 金	487,000	5,050,500	—
普 通 出 資 に 対 す る 配 当 金 (配 当 率)	14,920,698 (年2.50%の割)	11,991,165 (年2.00%の割)	11,880,817 (年2.00%の割)
特 別 積 立 金	2,000,000,000	—	—
繰 越 金 (当 期 末 残 高)	1,724,990,066	1,989,273,374	2,268,611,407

▶ 会計監査

令和6年6月26日開催の第86回通常総代会で報告を行った貸借対照表、損益計算書及び承認を得た剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人の監査を受けております。

令和5年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和6年6月27日

東栄信用金庫 理事長 北澤良且

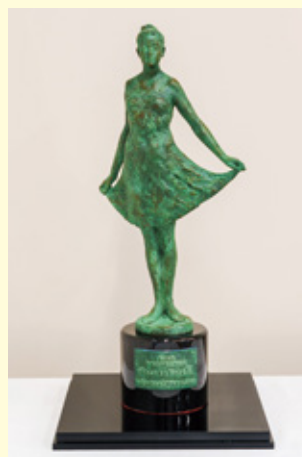
第26回 信用金庫社会貢献賞

Face to Face 賞「創業塾開催及び事業成長への伴走支援」

「創業塾」は、地域活性化の取り組みとして地域における創業者を支援し、開業率の向上を図ることを目的に2016年に初開催しました。以降、回を重ねるごとに塾生間の繋がり重視の運営方法に軸足を移し、コロナ禍においても対面型のリアル開催に拘って実施してまいりました。

また、創業塾の参加申し込みを受けた時から、当金庫担当者が徹底して塾生に寄り添い、課題解決に向けて支援をしてきた結果が塾生の開業率の高さに繋がったものと思っております。この塾生への伴走支援は、創業塾の卒業をもって終了することなく、塾生の開業・成長へと塾生が事業を行う限り続けていく所存です。

今後も当金庫は地域の活性化のために取り組んでまいります。



◆ 最近5年間の主要な経営指標の推移

項 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経 常 収 益 (千円)	2,452,543	2,634,807	2,336,054	2,537,028	2,518,014
経 常 利 益 (千円)	285,514	478,819	583,850	490,266	487,835
当 期 純 利 益 (千円)	221,396	337,890	421,997	281,324	291,218
出 資 総 額 (百万円)	592	599	600	605	596
出 資 総 口 数 (千口)	11,849	11,997	12,006	12,107	11,929
純 資 産 額 (百万円)	10,201	10,882	11,152	10,962	11,508
総 資 産 額 (百万円)	142,268	151,619	154,992	156,545	153,853
預 金 積 金 残 高 (百万円)	130,295	138,975	142,084	143,796	140,636
貸 出 金 残 高 (百万円)	63,610	68,394	69,691	69,661	68,809
有 価 証 券 残 高 (百万円)	48,982	46,762	53,030	50,194	50,325
単 体 自 己 資 本 比 率 (%)	11.14	11.62	11.65	11.78	12.26
出 資 に 対 す る 配 当 金 (出 資 1 口 当 た り) (円)	1.25	1.25	1.25	1.00	1.00
役 員 数 (人)	10	10	10	9	9
う ち 常 勤 役 員 数 (人)	7	7	7	6	6
職 員 数 (人)	149	139	142	138	143
会 員 数 (人)	12,843	12,923	12,962	13,017	12,696

(注) 総資産額については、貸借対照表の資産の合計から債務保証見返を控除して計上しております。

◆ 業務粗利益及び業務粗利益率

(単位:千円)

項 目	令和4年度	令和5年度
資 金 運 用 収 支	1,984,123	2,068,488
資 金 運 用 収 益	2,009,217	2,093,095
資 金 調 達 費 用	25,094	24,606
役 務 取 引 等 収 支	40,755	37,794
役 務 取 引 等 収 益	129,971	134,594
役 務 取 引 等 費 用	89,215	96,799
そ の 他 の 業 務 収 支	235,755	△260,736
そ の 他 業 務 収 益	287,925	6,190
そ の 他 業 務 費 用	52,169	266,927
業 務 粗 利 益	2,260,635	1,845,546
業 務 粗 利 益 率	1.49%	1.22%

(注) 1. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

2. 国際業務は行っていないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

◆ 業務純益

(単位:千円)

項 目	令和4年度	令和5年度
業 務 純 益	614,621	259,514
実 質 業 務 純 益	671,232	269,501
コ ア 業 務 純 益	452,907	534,113
コ ア 業 務 純 益 (投 資 信 託 解 約 損 益 を 除 く。)	452,907	534,113

(注) 1. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)

業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額 (または取崩額) を含みます。

2. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額

実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

3. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

◆ 資金運用収支の内訳

区 分	平均残高（百万円）		利息（千円）		利回り（％）	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
資 金 運 用 勘 定	151,027	150,191	2,009,217	2,093,095	1.33	1.39
う ち 貸 出 金	68,886	69,728	1,087,541	1,089,521	1.57	1.56
う ち 預 け 金	29,097	28,865	81,267	139,913	0.27	0.48
う ち 買 入 金 銭 債 権	33	10	507	159	1.50	1.50
う ち 有 価 証 券	52,404	50,980	824,894	848,497	1.57	1.66
資 金 調 達 勘 定	144,291	143,072	25,094	24,606	0.01	0.01
う ち 預 金 積 金	143,725	142,555	18,779	18,859	0.01	0.01
う ち 譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—
う ち 借 用 金	511	462	6,043	5,479	1.18	1.18

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（令和4年度37百万円、令和5年度一百万円）を控除して表示しております。
2. 国際業務は行っていないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

◆ 利 鞘

(単位:%)

区 分	令和4年度	令和5年度
資 金 運 用 利 回	1.33	1.39
資 金 調 達 原 価 率	1.12	1.12
総 資 金 利 鞘	0.20	0.26

◆ 利益率

(単位:%)

項 目	令和4年度	令和5年度
総 資 産 経 常 利 益 率	0.31	0.31
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.17	0.18

(注) 総資産経常（当期純）利益率＝ $\frac{\text{経常（当期純）利益}}{\text{総資産（債務保証見返を除く）平均残高}} \times 100$

◆ 受取・支払利息の増減

(単位:千円)

区 分	令和4年度			令和5年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受 取 利 息	38,690	33,490	72,181	△11,053	94,931	83,877
う ち 貸 出 金	376	△667	△290	12,435	△ 10,454	1,980
う ち 預 け 金	△646	62,945	62,298	△641	59,287	58,646
う ち 買 入 金 銭 債 権	178	0	178	△349	1	△ 348
う ち 有 価 証 券	46,646	△36,654	9,991	△21,269	44,872	23,602
支 払 利 息	493	△1,118	△625	△211	△ 276	△ 487
う ち 預 金 積 金	423	△472	△48	△149	228	79
う ち 譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—
う ち 借 用 金	△576	0	△576	△580	16	△ 563

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。
2. 国際業務は行っていないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

◆ 預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位:百万円)

区 分	令和4年度	令和5年度
流 動 性 預 金	75,199	77,088
定 期 性 預 金	68,091	65,006
そ の 他 の 預 金	433	460
譲 渡 性 預 金	—	—
合 計	143,725	142,555

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
3. その他の預金＝別段預金＋納税準備預金
4. 国際業務は行っていないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

経営内容

◆ 定期預金残高

(単位:百万円)

区 分	令和4年度	令和5年度
定 期 預 金	63,770	59,236
固 定 金 利 定 期 預 金	63,769	59,235
変 動 金 利 定 期 預 金	—	—
そ の 他	1	1

◆ 貸出金科目別平均残高

(単位:百万円)

科 目	令和4年度	令和5年度
割 引 手 形	499	392
手 形 貸 付	1,374	1,380
証 書 貸 付	66,483	67,330
当 座 貸 越	528	624
合 計	68,886	69,728

(注) 国際業務は行っていないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

◆ 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金残高

(単位:百万円)

区 分	令和4年度	令和5年度
貸 出 金	69,661	68,809
変 動 金 利	39,092	40,866
固 定 金 利	30,568	27,943

◆ 貸出金の担保別内訳

(単位:百万円)

担保の種類	令和4年度	令和5年度
当 金 庫 預 金 積 金	1,173	1,035
有 価 証 券	245	400
動 産	—	—
不 動 産	42,800	42,793
計	44,219	44,228
信 用 保 証 協 会 ・ 信 用 保 険	15,194	13,640
保 証	3,783	3,826
信 用	6,463	7,114
合 計	69,661	68,809

◆ 債務保証見返の担保別内訳

(単位:百万円)

担保の種類	令和4年度	令和5年度
当 金 庫 預 金 積 金	—	—
不 動 産	167	133
計	167	133
信 用 保 証 協 会 ・ 信 用 保 険	—	—
保 証	0	0
信 用	1	0
合 計	169	133

◆ 貸出金資金使途別残高

(単位:百万円・%)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
設 備 資 金	41,365	59.3	40,994	59.5
運 転 資 金	28,295	40.6	27,815	40.4
合 計	69,661	100.0	68,809	100.0

◆貸出金業種別内訳と構成比

(単位:先・百万円・%)

業種区分	令和4年度			令和5年度		
	先数	残高	構成比	先数	残高	構成比
製 造 業	201	4,528	6.5	192	4,147	6.0
農 業、林 業	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建 設 業	339	7,427	10.6	335	7,137	10.3
電気・ガス・熱供給・水道業	1	194	0.2	1	175	0.2
情 報 通 信 業	13	247	0.3	14	247	0.3
運 輸 業、郵 便 業	74	2,463	3.5	68	2,308	3.3
卸 売 業、小 売 業	212	3,605	5.1	211	3,246	4.7
金 融 業、保 険 業	16	3,172	4.5	16	3,010	4.3
不 動 産 業	345	26,496	38.0	346	26,409	38.3
物 品 賃 貸 業	2	210	0.3	3	215	0.3
学術研究、専門・技術サービス業	47	392	0.5	53	363	0.5
宿 泊 業	2	2	0.0	3	5	0.0
飲 食 業	102	1,013	1.4	108	1,091	1.5
生活関連サービス業、娯楽業	73	1,327	1.9	69	1,128	1.6
教 育、学 習 支 援 業	6	77	0.1	6	74	0.1
医 療、福 祉	52	951	1.3	54	860	1.2
そ の 他 の サ ー ビ ス	87	1,253	1.7	88	1,284	1.8
小 計	1,572	53,364	76.6	1,567	51,706	75.1
国・地方公共団体	2	664	0.9	2	1,362	1.9
個 人	1,730	15,632	22.4	1,677	15,740	22.8
合 計	3,304	69,661	100.0	3,246	68,809	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

◆貸倒引当金内訳

(単位:百万円)

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	令和4年度	31	88	—	31	88
	令和5年度	88	98	—	88	98
個 別 貸 倒 引 当 金	令和4年度	175	320	2	172	320
	令和5年度	320	332	1	318	332
合 計	令和4年度	207	408	2	204	408
	令和5年度	408	431	1	407	431

◆貸出金償却の額

(単位:千円)

項 目	令和4年度	令和5年度
貸 出 金 償 却 額	59,915	13,189

◆預貸率

(単位:%)

区 分	令和4年度	令和5年度
期 末 預 貸 率	48.44	48.92
期 中 平 均 預 貸 率	47.92	48.91

(注) 1. 預貸率＝ $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金}+\text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 国際業務は行っていないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

▶第102条第1項第5号に掲げる取引

デリバティブ取引

- | | | | | | |
|----------|-----|----------|-----------------|-----|----------|
| 1.金利関連取引 | ——— | 該当ありません。 | 4.債券関連取引 | ——— | 該当ありません。 |
| 2.通貨関連取引 | ——— | 該当ありません。 | 5.商品関連取引 | ——— | 該当ありません。 |
| 3.株式関連取引 | ——— | 該当ありません。 | 6.クレジットデリバティブ取引 | ——— | 該当ありません。 |

▶ 金銭の信託関係

1. 運用目的の金銭の信託

お取扱いはございません。

2. 満期保有目的の金銭の信託

お取扱いはございません。

3. その他の金銭の信託

お取扱いはございません。

▶ 商品有価証券

(商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券)

お取扱いはございません。

◆ 有価証券の種類別の残存期間別残高

令和4年度

(単位:百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国 債	—	—	—	—	995	3,516	—	4,512
地 方 債	—	—	—	—	716	2,899	—	3,615
社 債	1,237	1,918	1,358	1,145	994	11,014	990	18,658
株 式	—	—	—	—	—	—	1,441	1,441
投 資 信 託	—	—	454	—	1,437	—	4,920	6,812
外 国 証 券	500	2,395	3,486	1,900	2,419	1,550	2,901	15,152

令和5年度

(単位:百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国 債	—	—	—	—	995	3,515	—	4,511
地 方 債	—	—	—	310	403	2,899	—	3,613
社 債	870	1,767	1,260	1,622	372	9,691	792	16,379
株 式	—	—	—	—	—	—	1,042	1,042
投 資 信 託	—	465	—	—	2,123	—	6,182	8,772
外 国 証 券	800	3,903	3,682	1,400	2,124	1,050	3,044	16,005

◆ 有価証券の種類別平均残高

(単位:百万円)

種 類	令和4年度	令和5年度
国 債	6,562	4,512
地 方 債	3,650	3,615
社 債	19,147	17,905
株 式	1,254	1,305
投 資 信 託	6,181	7,249
外 国 証 券	15,608	16,391
合 計	52,404	50,980

◆ 預証率

(単位:%)

区 分	令和4年度	令和5年度
期 末 預 証 率	34.90	35.78
期 中 平 均 預 証 率	36.46	35.76

(注) 1. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 国際業務は行っていないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

◆ 有価証券等の取得価額、時価及び評価損益

売買目的有価証券
お取扱いはございません。

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

区 分	種 類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	4,512	4,908	396	4,511	4,768	257
	地方債	3,615	3,885	269	3,613	3,824	210
	社債	8,446	8,728	281	7,635	7,808	172
	その他	3,961	4,057	95	4,667	4,747	80
	小計	20,536	21,580	1,043	20,428	21,149	720
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	8,105	7,769	△336	6,863	6,621	△242
	その他	8,290	8,057	△232	8,293	8,111	△181
	小計	16,396	15,826	△569	15,156	14,733	△423
合 計		36,932	37,406	474	35,585	35,882	297

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

その他有価証券

(単位:百万円)

区 分	種 類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	401	375	25	232	227	5
	債券	300	297	3	600	597	3
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	300	297	3	600	597	3
	その他	5,225	4,690	535	6,213	5,589	623
	小計	5,927	5,362	564	7,046	6,413	633
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,013	1,208	△195	783	934	△151
	債券	1,805	1,833	△27	1,279	1,295	△16
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	1,805	1,833	△27	1,279	1,295	△16
	その他	4,488	5,000	△511	5,604	5,923	△318
	小計	7,307	8,042	△734	7,666	8,153	△486
合 計		13,235	13,405	△169	14,713	14,567	146

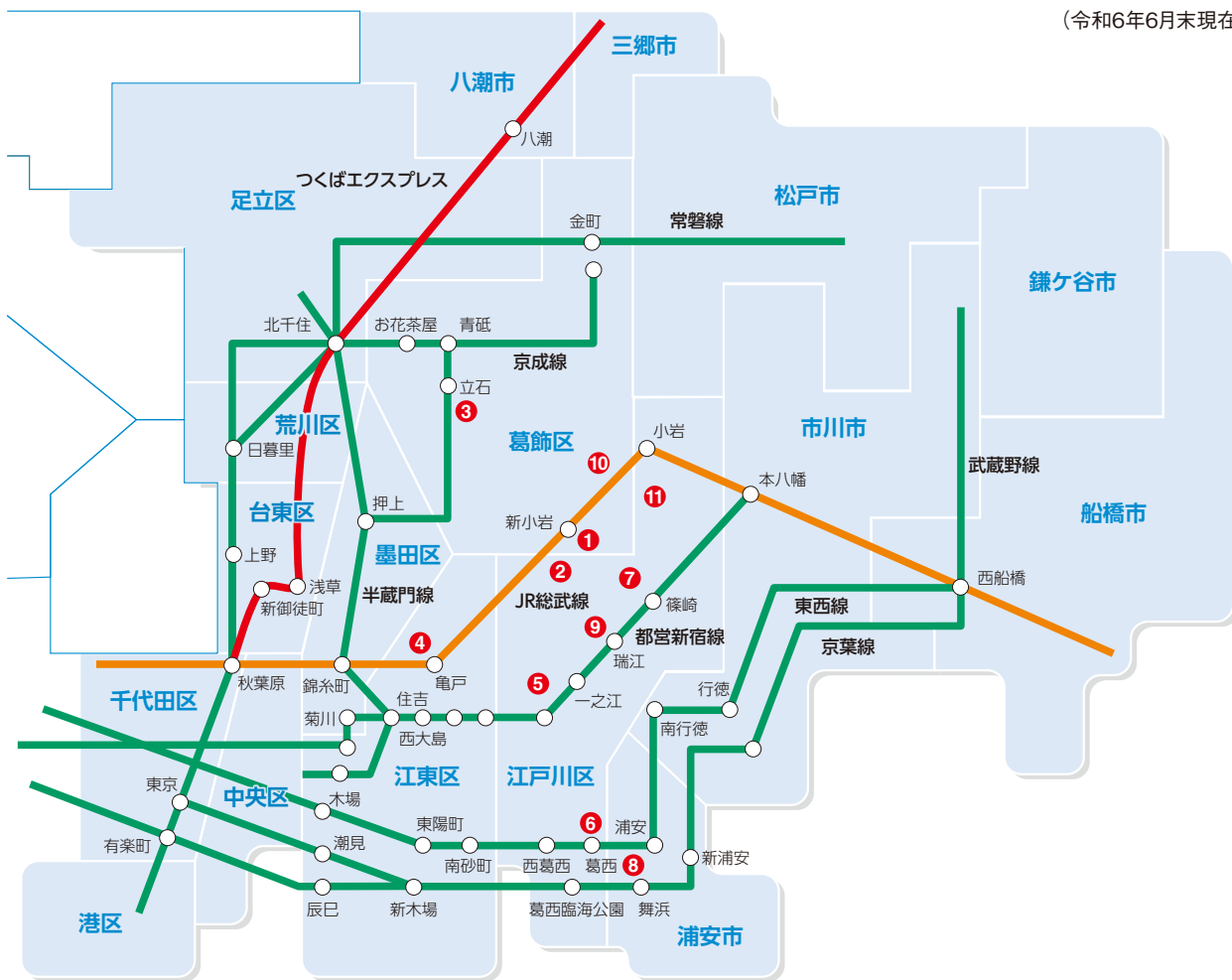
(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

区 分	令和4年度	令和5年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	26	26
信金中金出資金	605	805
合 計	632	832

(令和6年6月末現在)



	店番	店名	住所	電話番号	貸金庫	スポーツ 振興くじ (toto)	ATM			両替機
							平日	土曜日	日曜日	
①	090	本部	〒124-8501 葛飾区新小岩1-52-8	03-5607-1121						
①	001	本店営業部	〒124-8501 葛飾区新小岩1-52-8	03-3653-3111	◆	toto	★	●	◎	■
②		松島出張所	〒132-0031 江戸川区松島4-40-3	ATMのみ			★	●	◎	
③	002	立石支店	〒124-0012 葛飾区立石1-17-12	03-3692-4811			★	●		■
④	003	亀戸支店	〒136-0071 江東区亀戸3-46-17	03-3684-1111	◆	toto	★	●		
⑤	004	江戸川支店	〒132-0024 江戸川区一之江7-29-7	03-3652-4821			★	●		
⑥	005	葛西支店	〒134-0084 江戸川区東葛西5-45-3	03-3680-3521			★	●		
⑦	006	篠崎支店	〒133-0061 江戸川区篠崎町1-30-52	03-3678-2111			★	●		
⑧	007	浦安支店	〒279-0041 浦安市堀江2-29-6	047-352-1111			★	●		■
⑨	008	新堀支店	〒132-0001 江戸川区新堀2-16-16	03-3677-4911			★	●		
⑩	009	奥戸支店	〒124-0022 葛飾区奥戸4-14-12	03-5670-6111	◆		★	●		
⑪	010	本一色支店	〒133-0044 江戸川区本一色3-24-16	03-5662-2111	◆		★	●		

●スポーツ振興くじ(toto)

サッカーくじの当せん金の払戻しを本店営業部、亀戸支店にて行っております。

ATMご利用時間

	当金庫カード	他金庫カード
平日	8:30～19:00	8:30～19:00
土曜日	8:30～17:00	8:30～17:00
日曜日	9:00～17:00	9:00～17:00
祝休日	9:00～17:00	9:00～17:00

ホームページ

<https://www.toeishinkin.co.jp/>



本部

〒124-8501
葛飾区新小岩 1-52-8
Tel.03-5607-1121
Fax.03-5607-1530

本店営業部

〒124-8501
葛飾区新小岩 1-52-8
Tel.03-3653-3111
Fax.03-5607-6577

松島出張所

〒132-0031
江戸川区松島 4-40-3



立石支店

〒124-0012 葛飾区立石 1-17-12
Tel.03-3692-4811 Fax.03-3696-9659



亀戸支店

〒136-0071 江東区亀戸 3-46-17
Tel.03-3684-1111 Fax.03-3684-1115



江戸川支店

〒132-0024 江戸川区一之江 7-29-7
Tel.03-3652-4821 Fax.03-3674-7062



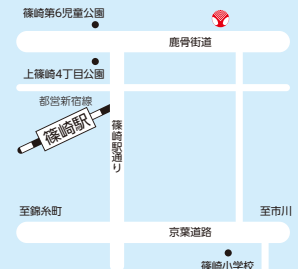
葛西支店

〒134-0084 江戸川区東葛西 5-45-3
Tel.03-3680-3521 Fax.03-3869-4761



篠崎支店

〒133-0061 江戸川区篠崎町 1-30-52
Tel.03-3678-2111 Fax.03-3698-5943



浦安支店

〒279-0041 浦安市堀江 2-29-6
Tel.047-352-1111 Fax.047-351-0262



新堀支店

〒132-0001 江戸川区新堀 2-16-16
Tel.03-3677-4911 Fax.03-3677-4915



奥戸支店

〒124-0022 葛飾区奥戸 4-14-12
Tel.03-5670-6111 Fax.03-5670-6114



本一色支店

〒133-0044 江戸川区本一色 3-24-16
Tel.03-5662-2111 Fax.03-5662-2120



沿革

昭和

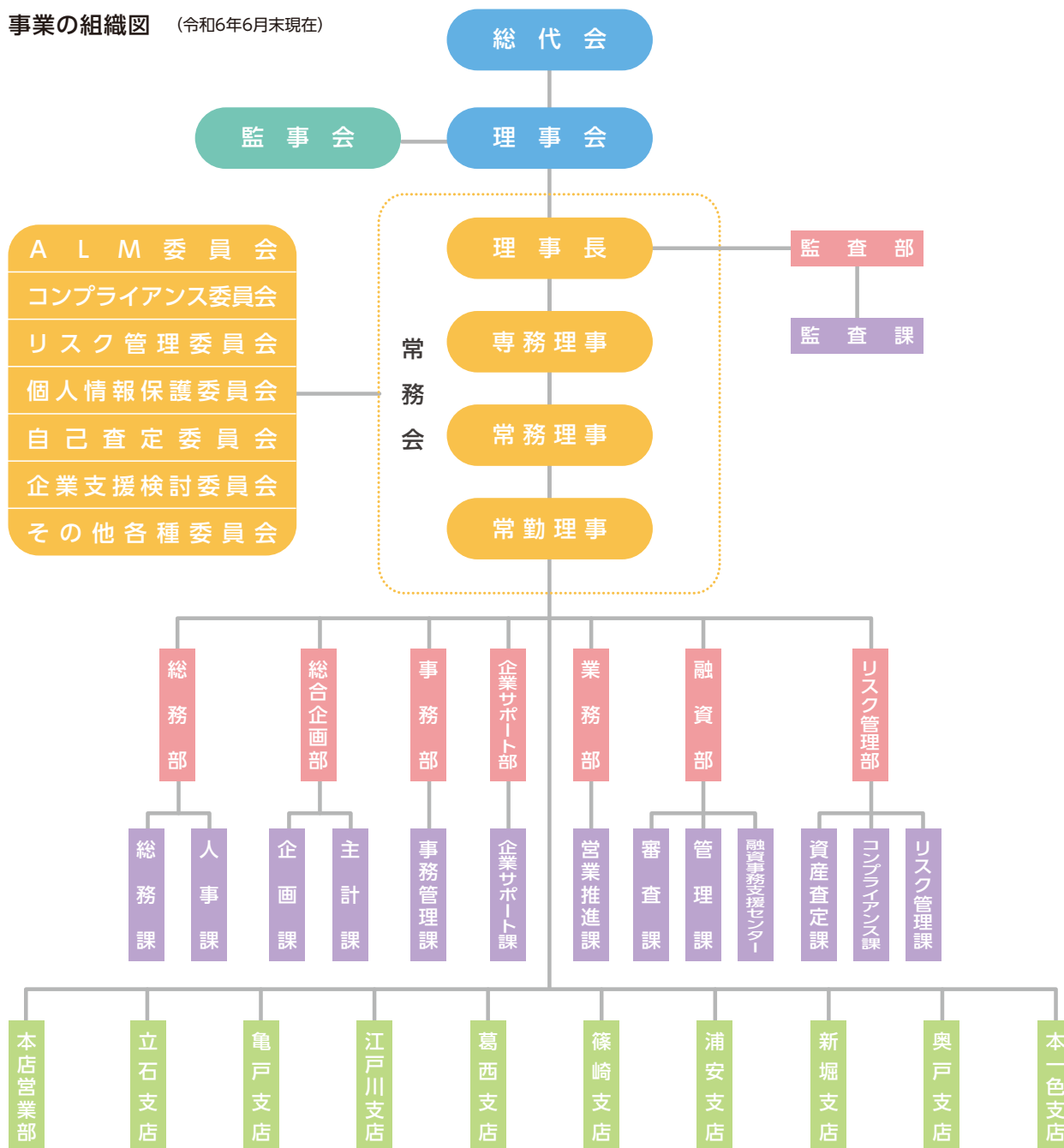
13年	9月	8日	産業組合法により有限責任下小松信用組合設立 初代組合長 佐藤 重 葛飾区下小松1402番地へ事務所をおく 事務所を葛飾区下小松町1429番地へ新築移転 (現在地)
17年	3月	10日	第2代組合長 佐藤栄太郎就任 市街地信用組合法により下小松信用組合に改組 信用金庫法制定により東京信用金庫に改組 初代理事長 佐藤栄太郎就任
23年	4月	29日	立石支店開店
24年	4月	9日	第2代理事長 酒井良治就任
27年	5月	15日	亀戸支店開店 国民金融公庫と代理業務契約 中小企業金融公庫と代理業務契約 全国信用金庫連合会と代理業務契約 中小企業退職金共済事業団と代理業務契約
28年	5月	15日	第3代理事長 張替倉吉就任
30年	7月	5日	江戸川支店開店
31年	12月	10日	葛西支店開店
34年	2月	16日	新本店建築 営業開始 中小企業事業団と代理業務契約 環境衛生金融公庫と代理業務契約
37年	5月	17日	第4代理事長 岩橋重銑就任
40年	6月	28日	篠崎支店開店
43年	12月	1日	日本銀行当座取引開始
44年	5月	24日	日本銀行蔵入代理店に指定
49年	10月	17日	浦安支店開店
50年	11月	25日	住宅金融公庫と代理業務契約
51年	11月	29日	第5代理事長 大野 満就任
54年	4月	1日	
59年	5月	14日	

59年	12月	1日	証券業務取扱開始
62年	12月	10日	新堀支店開店
平成			
3年	12月	24日	本店営業部松島出張所開店
4年	2月	26日	奥戸支店開店
5年	12月	13日	本一色支店開店
6年	1月	17日	FAXOCRが替本部集中処理開始
7年	6月	6日	東京都信用金庫健康保険組合の理事長に大野満理事長就任 東京しんきん通利会誕生 大野理事長、勲5等瑞宝章受章 第6代理事長 柴田幸孝就任 デビットカードサービス取扱開始 しんきんゼロネット取扱開始
13年	1月	10日	テレホンバンキング共同システム導入
	3月	5日	サッカーくじ払戻業務2店舗で開始
	4月	2日	城東地区6信金(足立・亀有・小岩・小松川・成和・東栄)の業務提携(Σバンクグループ発表) ※現在は4金庫 損害保険窓口販売業務取扱開始 生命保険窓口販売業務取扱開始
14年	10月	1日	第7代理事長 小川恒明就任
16年	6月	21日	インターネットバンキング取扱開始
	9月	6日	第8代理事長 中里恵明就任
19年	6月	21日	創立70周年記念事業として本部ビル(本店営業部)改修
20年	9月	8日	でんさいネット取扱開始
25年	2月	18日	第9代理事長 柳谷勝弘就任
	6月	27日	中里前理事長、旭日双光章受章
26年	11月	3日	第10代理事長 北澤良且就任
28年	6月	23日	
令和			
元年	12月	30日	松島出張所を廃止し、店舗外ATM設置箇所に変更
3年	11月	3日	北澤理事長 黄綬褒章受章
	11月	15日	新亀戸支店建築 営業開始

組織図

●事業の組織

事業の組織図 (令和6年6月末現在)



理事・監事の氏名及び役職名

役員一覧 (令和6年6月末現在)

理事長 (代表理事)	北澤 良 且
常務理事 (代表理事)	田村 光 彦
常務理事 (代表理事)	田中 裕 二
常勤理事	礪野 和 彦
常勤理事	大谷 貞 徳 (※1)
非常勤理事	相澤 晃 (※1)

常勤監事	恭 樂 剛
非常勤監事	長谷川 勉 (※2)
非常勤監事	小山 俊 明 (※2)

※1は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

※2は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

信用金庫法施行規則に基づく開示項目一覧

1 金庫の概況及び組織に関する事項	
(1) 事業の組織	51
(2) 理事・監事の氏名及び役職名	51
(3) 会計監査人の氏名又は名称	42
(4) 事務所の名称及び所在地	49
2 金庫の主要な事業の内容	23～25
3 金庫の主要な事業に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	36
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	43
① 経常収益	
② 経常利益	
③ 当期純利益	
④ 出資総額及び出資総口数	
⑤ 純資産額	
⑥ 総資産額	
⑦ 預金積金残高	
⑧ 貸出金残高	
⑨ 有価証券残高	
⑩ 単体自己資本比率	
⑪ 出資に対する配当金	
⑫ 役員数	
⑬ 職員数	
⑭ 会員数	
(3) 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	
① 主要な業務の状況を示す指標	
ア. 業務粗利益及び業務粗利益率	43
イ. 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支	43
ウ. 業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	43
エ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利鞘	44
オ. 受取利息及び支払利息の増減	44
カ. 総資産経常利益率	44
キ. 総資産当期純利益率	44
② 預金に関する指標	
ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	44
イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	45
③ 貸出金等に関する指標	
ア. 手形貸付、証券貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	45
イ. 固定金利及び変動金利区分ごとの貸出金残高	45
ウ. 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	45
エ. 使途別の貸出金残高	45
オ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	46
カ. 預貸率の期末値及び期中平均値	46
④ 有価証券に関する指標	
ア. 商品有価証券の種類別の平均残高	47
イ. 有価証券の種類別の残存期間別残高	47
ウ. 有価証券の種類別の平均残高	47
エ. 預証率の期末値及び期中平均値	47
4 金庫の事業の運営に関する事項	
(1) リスク管理の体制	21
(2) コンプライアンス(法令等遵守)の体制	17
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況	9～11
(4) 金融ADR制度への対応	18
5 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	37～42
(2) 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び①から④までに掲げるものの合計額	35
① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
② 危険債権	
③ 三月以上延滞債権(貸出金のみ)	
④ 貸出条件緩和債権(貸出金のみ)	
⑤ 正常債権	
(3) 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	
① 定性的な開示事項	
ア. 自己資本調達手段の概要	27
イ. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要	28
ウ. 信用リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	29
エ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等	30
オ. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	31
カ. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	31
キ. 証券化エクスポージャーに関する事項	31
ク. オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	31
ケ. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称	31
コ. 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	31
サ. 金利リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	33
シ. 金利リスクの算定手法の概要	33～34
② 定量的な開示事項	
ア. 自己資本の構成に関する開示事項	27
イ. 自己資本の充実度に関する事項	28
ウ. 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)	29～30
エ. 信用リスク削減手法に関する事項	31
オ. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	31
カ. 証券化エクスポージャーに関する事項	31
キ. 出資等エクスポージャーに関する事項	32
ク. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	32
ケ. 金利リスクに関する事項	34
(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
① 有価証券	48
② 金銭の信託	47
③ 第102条 第1項第5号に掲げる取引	46
(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	46
(6) 貸出金償却の額	46
(7) 金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	42
6 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	40

あなたの街のあなたの金庫

東 栄 信 用 金 庫

<https://www.toeishinkin.co.jp/>